

I P Oに関する上場制度等の見直しに係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

目 次

(ページ)

| | |
|---|----|
| ・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表 | 2 |
| ・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 | 18 |
| ・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 | 19 |
| ・ 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 | 20 |
| ・ E T Fに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 | 21 |
| ・ 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表 | 23 |
| ・ 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表 | 24 |
| ・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表 | 80 |
| ・ E T Fに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表 | 81 |

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(新規上場申請)</p> <p>第201条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項の規定により新規上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該新規上場申請は効力を失うものとする。</u></p> <p>4 前3項の規定は、法第125条の上場命令に基づき上場する内国株券については、適用しない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> | <p>(新規上場申請)</p> <p>第201条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 前2項の規定は、法第125条の上場命令に基づき上場する内国株券については、適用しない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> |
| <p>(予備申請)</p> <p>第202条 株券の新規上場申請を行おうとする者（テクニカル上場規定の適用を受ける者を除く。）は、新規上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券新規上場予備申請書」及び新規上場申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、新規上場申請の予備的申請（以下「予備申請」という。）を行うことができる。</p> <p>2 <u>前条第3項の規定は、前項の規定により予備申請が行われた場合について準用する。この場合において、前条第3項中「前2項の規定により新規上場申請が行われた日」とあるのは「次条第1項の規定により予備申請が行われた日」と、「当該新規上場申請」とあるのは「当該予備申請及び当該予備申請が行われた日から起算して1年以内に行われた新規上場申請」とそれぞれ読み替える。</u></p> <p>3 第1項の規定により予備申請が行われた場合には、当取引所は第205条から第207条まで、第211条から第213条まで又は第217条から第219条までの規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。</p> <p>4 (略)</p> | <p>(予備申請)</p> <p>第202条 株券等の新規上場申請を行おうとする者（テクニカル上場規定の適用を受ける者を除く。）は、<u>当該新規上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日から起算して3か月前より後においては、新規上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券新規上場予備申請書」及び新規上場申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、新規上場申請の予備的申請（以下「予備申請」という。）を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、当取引所は第205条から第207条まで、第211条から第213条まで又は第217条から第219条までの規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。</p> <p>3 (略)</p> |

(新規上場申請に係る提出書類等)

第204条 (略)

2～5 (略)

6 メイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社にあつては、中間監査を含むものとし、テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者にあつては、中間監査又は四半期レビューを除く。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含むものとし、テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者にあつては、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を除く。以下同じ。）を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 メイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書（特定事業会社にあつては、中間監査概要書を含む。以下同じ。）を提出するものとする。

8 メイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、第6項に規定するほか、施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等

(新規上場申請に係る提出書類等)

第204条 (略)

2～5 (略)

6 メイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、前各項の規定に基づく提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社にあつては、中間監査を含むものとし、テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者にあつては、中間監査又は四半期レビューを除く。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含むものとし、テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者にあつては、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を除く。以下同じ。）を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 メイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書（特定事業会社にあつては、中間監査概要書を含む。以下同じ。）を提出するものとする。

8 メイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、第6項に規定するほか、施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより、公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。

に係る意見を記載した書面を添付し、提出するものとする。

9～13 (略)

(内国会社の形式要件)

第205条 内国株券に係る第207条に定めるメイン市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(3) (略)

(4) 事業継続年数

新規上場申請日から起算して3年前より前から株式会社として継続的に事業活動をしていること。

(5) (略)

(6) 利益の額

最近1年間（「最近」の計算は、基準事業年度（前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下この節において同じ。）の末日を起算日としてさかのぼる。以下この節において同じ。）における利益の額が1億円以上であること。

(7)～(12) (略)

(13) 合併等の実施の見込み

次のa及びbに該当するものでないこと。

- a 新規上場申請日以後、基準事業年度の末日から2年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び第208条第1号又は第2号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を行う予定のある場合（合併、会社分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質

9～13 (略)

(内国会社の形式要件)

第205条 内国株券に係る第207条に定めるメイン市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(3) (略)

(4) 事業継続年数

新規上場申請日から起算して3年前より前から取締役会（外国会社にあつては、これに相当する機関をいう。以下同じ。）を設置して継続的に事業活動をしていること。

(5) (略)

(6) 利益の額

最近1年間（「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。）における利益の額が1億円以上であること。

(7)～(12) (略)

(13) 合併等の実施の見込み

次のa及びbに該当するものでないこと。

- a 新規上場申請日以後、同日の直前事業年度の末日から2年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び第208条第1号又は第2号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を行う予定のある場合（合併、会社分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該

的な存続会社でなくなると当取引所が認めたとき。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

- b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から2年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

（新規上場申請に係る提出書類等）

第210条 （略）

2～5 （略）

6 プレミア市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 プレミア市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書を提出するものとする。

8 プレミア市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、第6項に規定するほか、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより、公認

行為により実質的な存続会社でなくなると当取引所が認めたとき。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

- b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を新規上場申請日の直前事業年度の末日から2年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

（新規上場申請に係る提出書類等）

第210条 （略）

2～5 （略）

6 プレミア市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、前各項の規定に基づく提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 プレミア市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書を提出するものとする。

8 プレミア市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、第6項に規定するほか、施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより、公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見

会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付し、提出するものとする。

9～13 (略)

(内国会社の形式要件)

第211条 内国株券に係る第213条に定めるプレミア市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(4) (略)

(5) 利益の額又は売上高

次のa又はbに適合すること。

a 最近2年間(「最近」の計算は、基準事業年度(前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下この節において同じ。)の末日を起算日としてさかのぼる。以下この節において同じ。)における利益の額の総額が25億円以上であること。

b (略)

(6) (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第216条 (略)

2～5 (略)

6 ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者(前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテ

を記載した書面を添付するものとする。

9～13 (略)

(内国会社の形式要件)

第211条 内国株券に係る第213条に定めるプレミア市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(4) (略)

(5) 利益の額又は売上高

次のa又はbに適合すること。

a 最近2年間における利益の額の総額が25億円以上であること。

b (略)

(6) (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第216条 (略)

2～5 (略)

6 ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、前各項の規定に基づく提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者(前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテ

クニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。)は、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー(施行規則で定めるものを除く。)について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書を提出するものとする。

8 ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者(テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。)は、第6項に規定するほか、施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付し、提出するものとする。

9～13 (略)

(内国会社の形式要件)

第217条 内国株券に係る第219条に定めるネクスト市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 公募等の実施

新規上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位以上の新規上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。ただし、次のaからcまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

a 上場日における時価総額が250億円以上となる見込みのある場合であって、流通株式の数が、上場の時までに、1,000単位以上かつ上場株券の数の10%以上となる見込みのある場合

b (略)

c (略)

(3) (略)

(4) 事業継続年数

新規上場申請日から起算して1年前より前から株式会社として継続的に事業活動をしていること。

クニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。)は、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー(施行規則で定めるものを除く。)について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書を提出するものとする。

8 ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者(テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。)は、第6項に規定するほか、施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより、公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。

9～13 (略)

(内国会社の形式要件)

第217条 内国株券に係る第219条に定めるネクスト市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 公募等の実施

新規上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位以上の新規上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。ただし、次のa 又はbに掲げる場合は、この限りでない。

(新設)

a (略)

b (略)

(3) (略)

(4) 事業継続年数

新規上場申請日から起算して1年前より前から取締役会を設置して継続的に事業活動をしているこ

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからdまでに適合すること。

a 前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間（「最近」の計算は、基準事業年度（当該「新規上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）の末日を起算日としてさかのぼる。以下この節において同じ。）に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

b 前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c・d （略）

(6) 上場会社監査事務所による監査

前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。

(7) （略）

（上場前の公募又は売出し等）

第222条 新規上場申請者の発行する株券の上場に係る株

と。

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからdまでに適合すること。

a 「新規上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

b 「新規上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c・d （略）

(6) 上場会社監査事務所による監査

「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。

(7) （略）

（上場前の公募又は売出し等）

第222条 新規上場申請者（国内の他の金融商品取引所に

式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等（募集株式の割当ての方法のうち、株主割当て以外の方法をいう。）による募集株式の割当て等に関する必要な事項については、施行規則で定める。

（メイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）

第223条（略）

2 第201条第3項の規定は、前項の規定により新規上場申請が行われた場合について準用する。この場合において、第201条第3項中「前2項の規定により新規上場申請が行われた日」とあるのは「第223条第1項の規定により新規上場申請が行われた日」と読み替える。

3 第1項の規定によりメイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第204条第1項から第8項までに規定する書類のほか、施行規則で定める書類を当取引所がその都度定める日までに提出するものとする。

4（略）

5（略）

6 第1項の規定によりメイン市場への新規上場申請を行う新規上場申請者についての第206条の規定の適用については、同条第1号中「前条第1号、第2号a、第3号から第7号まで」とあるのは「前条第1号、第2号a、第3号から第6号まで、第223条第5項において読み替えて適用する第205条第7号」とする。

（プレミアム市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）

第224条（略）

2 第201条第3項の規定は、前項の規定により新規上場申請が行われた場合について準用する。この場合において、第201条第3項中「前2項の規定により新規上場申請が行われた日」とあるのは「第224条第1項の規定により新規上場申請が行われた日」と読み替える。

3 第1項の規定によりプレミアム市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第210条第1項から第8項まで

上場されている内国株券の発行者及びこれに準ずる者として施行規則で定める者並びに外国会社を除く。）

の発行する内国株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等（募集株式の割当ての方法のうち、株主割当て以外の方法をいう。）による募集株式の割当て等に関する必要な事項については、施行規則で定める。

（メイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）

第223条（略）

（新設）

2 前項の規定によりメイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第204条第1項から第8項までに規定する書類のほか、施行規則で定める書類を当取引所がその都度定める日までに提出するものとする。

3（略）

4（略）

5 第1項の規定によりメイン市場への新規上場申請を行う新規上場申請者についての第206条の規定の適用については、同条第1号中「前条第1号、第2号a、第3号から第7号まで」とあるのは「前条第1号、第2号a、第3号から第6号まで、第223条第4項において読み替えて適用する第205条第7号」とする。

（プレミアム市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）

第224条（略）

（新設）

2 前項の規定によりプレミアム市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第210条第1項から第8項までに

に規定する書類のほか、施行規則で定める書類を当取引所がその都度定める日までに提出するものとする。

4 (略)

5 (略)

6 第1項の規定によりプレミア市場への新規上場申請を行う新規上場申請者についての第212条の規定の適用については、同条第2号中「第205条第4号、第7号」とあるのは「第205条第4号、第224条第5項において読み替えて適用する第205条第7号」とする。

(ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第225条 (略)

2 第201条第3項の規定は、前項の規定により新規上場申請が行われた場合について準用する。この場合において、第201条第3項中「前2項の規定により新規上場申請が行われた日」とあるのは「第225条第1項の規定により新規上場申請が行われた日」と読み替える。

3 第1項の規定によりネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第216条第1項から第8項までに規定する書類のほか、施行規則で定める書類を当取引所がその都度定める日までに提出するものとする。

4 (略)

5 (略)

(新株予約権証券の上場)

第304条 第301条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと（コミットメント型の場合を除く。）。

a 最近2年間（「最近」の計算は、基準事業年度（直近で提出した有価証券報告書等が対象とする事業年度をいう。）の末日を起算日としてさかのぼる。）において利益の額が正である事業年度が

規定する書類のほか、施行規則で定める書類を当取引所がその都度定める日までに提出するものとする。

3 (略)

4 (略)

5 第1項の規定によりプレミア市場への新規上場申請を行う新規上場申請者についての第212条の規定の適用については、同条第2号中「第205条第4号、第7号」とあるのは「第205条第4号、第224条第4項において読み替えて適用する第205条第7号」とする。

(ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第225条 (略)

(新設)

2 前項の規定によりネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第216条第1項から第8項までに規定する書類のほか、施行規則で定める書類を当取引所がその都度定める日までに提出するものとする。

3 (略)

4 (略)

(新株予約権証券の上場)

第304条 第301条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと（コミットメント型の場合を除く。）。

a 最近2年間（「最近」の計算は、上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。）において利益の額が正である事業年度がないこと。この場合における利益の額の取扱いは施

ないこと。この場合における利益の額の取扱いは施行規則で定める。

- b 直前の四半期会計期間又は事業年度（直近で提出した四半期報告書又は有価証券報告書が対象とする四半期会計期間又は事業年度をいう。）の末日において純資産の額が正でない状態であること。この場合における純資産の額の取扱いは施行規則で定める。

(4) (略)

2・3 (略)

(市場区分の変更申請)

第306条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により市場区分の変更申請が行われた日から起算して1年以内に市場区分の変更が行われなかった場合には、当該市場区分の変更申請は効力を失うものとする。

4 (略)

5 (略)

6 市場区分の変更申請者は、施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が市場区分の変更申請に係る株券の市場区分の変更を承認する時までに、施行規則で定めるところにより公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付し、提出するものとする。

7 (略)

(市場区分の変更予備申請)

第307条 市場区分の変更申請を行おうとする者は、市場区分の変更申請を行おうとする日その他の事項を記載した「市場区分の変更予備申請書」及び市場区分の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、市場区分の変更申請の予備的申請（以下「市場区分の変更予備申請」という。）を行うことができる。

行規則で定める。

- b 上場申請日の直前事業年度又は直前四半期会計期間の末日において純資産の額が正でない状態であること。この場合における純資産の額の取扱いは施行規則で定める。

(4) (略)

2・3 (略)

(市場区分の変更申請)

第306条 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

4 (略)

5 市場区分の変更申請者は、施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。

6 (略)

(市場区分の変更予備申請)

第307条 市場区分の変更申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日（当該申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）から起算して3か月前より後においては、市場区分の変更申請を行おうとする日その他の事項を記載した「市場区分の変更予備申請書」及び市場区分の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、市場区分の変更申請の予備的申請（以下「市場区分の変更予備申請」という。）を行う

2 前条第3項の規定は、前項の規定により予備申請が行われた場合について準用する。この場合において、前条第3項中「第1項の規定により市場区分の変更申請が行われた日」とあるのは「次条第1項の規定により市場区分の変更予備申請が行われた日」と、「当該市場区分の変更申請」とあるのは「当該市場区分の変更予備申請及び当該市場区分の変更予備申請が行われた日から起算して1年以内に行われた市場区分の変更申請」とそれぞれ読み替える。

3 第1項の規定により市場区分の変更予備申請が行われた場合には、当取引所は次条の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

4 前条第7項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

(市場区分の変更審査)

第308条 第205条（第2号c及び第8号を除く。）、第206条並びに第207条第1項及び第4項の規定は、第306条の規定によりメイン市場への市場区分の変更申請が行われた場合について準用する。この場合において、第205条第7号中「新規上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と読み替える。

2 第211条（第211条第6号の規定により適用される第205条第8号を除く。）、第212条並びに第213条第1項及び第4項の規定は、第306条の規定によりプレミアム市場への市場区分の変更申請が行われた場合について準用する。この場合において、第211条第6号により適用する第205条第7号中「新規上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と読み替える。

ことができる。

(新設)

2 前項の規定により市場区分の変更予備申請が行われた場合には、当取引所は次条の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 前条第6項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

(市場区分の変更審査)

第308条 第205条（第2号c及び第8号を除く。）、第206条並びに第207条第1項及び第4項の規定は、第306条の規定によりメイン市場への市場区分の変更申請が行われた場合について準用する。この場合において、第205条中「新規上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と、同条中「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場区分変更申請日の直前事業年度の末日（市場区分変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。）」とそれぞれ読み替える。

2 第211条（第211条第6号の規定により適用される第205条第8号を除く。）、第212条並びに第213条第1項及び第4項の規定は、第306条の規定によりプレミアム市場への市場区分の変更申請が行われた場合について準用する。この場合において、第211条第6号により適用する第205条中「新規上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と、同条中「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とある

3 第217条（第6号を除く。）、第218条並びに第219条第1項及び第4項の規定は、第306条の規定によりネクスト市場への市場区分の変更申請が行われた場合について準用する。この場合において、第217条第5号中「新規上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と読み替える。

4～7 （略）

（吸収合併等の場合の市場区分の変更に係る審査の申請）

第310条 （略）

2 第306条第4項から第6項までの規定は、前項の申請を行う場合について準用する。

3 （略）

（市場区分の変更申請を行う上場会社が市場区分変更日より前に合併等を実施する予定である場合の特例）

第312条 （略）

2 （略）

3 第306条第3項の規定は、第1項の規定により市場区分の変更申請が行われた場合について準用する。この場合において、第306条第3項中「第1項に定める申請」とあるのは「第312条第1項に定める市場区分の変更申請」と読み替える。

4 第1項の規定により市場区分の変更申請を行う場合にあつては、第306条第4項から第6項までに規定する書類のほか、施行規則で定める書類を当取引所がその都度定める日までに提出するものとする。

5 第1項の規定によりメイン市場への市場区分の変更申請を行う上場会社についての第308条第1項の規定の適用については、同項中「第205条」とあるのは「第223条第5項の規定により読み替えて適用する第205条」と、「第206条」とあるのは「第223条第6項の規定により読み替えて適用する第206条」とする。

のは「市場区分変更申請日の直前事業年度の末日（市場区分変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の直前事業年度の末日をいう。）」とそれぞれ読み替える。

3 第217条（第6号を除く。）、第218条並びに第219条第1項及び第4項の規定は、第306条の規定によりネクスト市場への市場区分の変更申請が行われた場合について準用する。この場合において、第217条中「新規上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と読み替える。

4～7 （略）

（吸収合併等の場合の市場区分の変更に係る審査の申請）

第310条 （略）

2 第306条第3項から第5項の規定は、前項の申請を行う場合について準用する。

3 （略）

（市場区分の変更申請を行う上場会社が市場区分変更日より前に合併等を実施する予定である場合の特例）

第312条 （略）

2 （略）

（新設）

3 第1項の規定により市場区分の変更申請を行う場合にあつては、第306条第3項から第5項までに規定する書類のほか、施行規則で定める書類を当取引所がその都度定める日までに提出するものとする。

4 第1項の規定によりメイン市場への市場区分の変更申請を行う上場会社についての第308条第1項の規定の適用については、同項中「第205条」とあるのは「第223条第4項の規定により読み替えて適用する第205条」と、「第206条」とあるのは「第223条第5項の規定により読み替えて適用する第206条」とする。

6 第1項の規定によりプレミア市場への市場区分の変更申請を行う上場会社についての第308条第2項の規定の適用については、同項中「第211条」とあるのは「第224条第5項の規定により読み替えて適用する第211条」と、「第212条」とあるのは「第224条第6項の規定により読み替えて適用する第212条」とする。

7 第1項の規定によりネクスト市場への市場区分の変更申請を行う上場会社についての第308条第3項の規定の適用については、同項中「第217条」とあるのは「第225条第5項の規定により読み替えて適用する第217条」とする。

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第503条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であつて、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が第601条第6号、第10号a（第204条第1項、第210条第1項、第216条第1項又は第306条第4項（第310条第2項若しくは第603条第4項において準用する場合を含む。）の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合を除く。）、第19号又は第20号（第602条第1項第4号又は第2項第3号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合

(2)～(5) (略)

2～8 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 上場内国株券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(9) (略)

(10) 上場契約違反等

次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると当取引所が認めた場合

a 上場会社が上場契約に関する重大な違反を行ったとして施行規則で定める場合、第204条第1項、

5 第1項の規定によりプレミア市場への市場区分の変更申請を行う上場会社についての第308条第2項の規定の適用については、同項中「第211条」とあるのは「第224条第4項の規定により読み替えて適用する第211条」と、「第212条」とあるのは「第224条第5項の規定により読み替えて適用する第212条」とする。

6 第1項の規定によりネクスト市場への市場区分の変更申請を行う上場会社についての第308条第3項の規定の適用については、同項中「第217条」とあるのは「第225条第4項の規定により読み替えて適用する第217条」とする。

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第503条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であつて、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が第601条第6号、第10号a（第204条第1項、第210条第1項、第216条第1項又は第306条第3項（第310条第2項若しくは第603条第4項において準用する場合を含む。）の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合を除く。）、第19号又は第20号（第602条第1項第4号又は第2項第3号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合

(2)～(5) (略)

2～8 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 上場内国株券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(9) (略)

(10) 上場契約違反等

次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると当取引所が認めた場合

a 上場会社が上場契約に関する重大な違反を行ったとして施行規則で定める場合、第204条第1項、

第210条第1項、第216条第1項若しくは第306条第4項（第310条第2項若しくは第603条第4項において準用する場合を含む。）の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

- b 上場会社が第204条第1項、第210条第1項、第216条第1項又は第306条第4項の規定（第310条第2項若しくは第603条第4項において準用する場合を含む。）により提出した宣誓書（テクニカル上場規定の適用を受けて当該申請を行った者が提出した宣誓書を除く。）において宣誓した事項について違反を行い（前aの場合を除く。）、新規上場に係る基準、新株券等の上場に係る基準又は市場区分の変更に係る基準に適合していなかったと当取引所が認めた場合（当取引所が施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査を不要と認めた場合を除く。）において、当該上場会社が施行規則で定める基準に適合しないとき

(11)～(20) (略)

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券)

第706条 株式会社地域経済活性化支援機構（以下「地域経済活性化支援機構」という。）が再生支援決定（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定をいう。以下同じ。）を行った会社（再生支援決定が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項に規定する買取決定等をいう。以下同じ。）が行われないこととなった会社を除く。以下「被支援会社」という。）の発行する株券が、再生支援決定が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であって、かつ、地域経済活性化支援機構が当該会社の再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（地域経済活性化支援機構が当該会社の再生支援決定に係る全ての業務を完了した日の属する事業年度の末日後に開始するものを除く。）を基準事業年度（第210条第2項に定める「新規

第210条第1項、第216条第1項若しくは第306条第3項（第310条第2項若しくは第603条第4項において準用する場合を含む。）の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

- b 上場会社が第204条第1項、第210条第1項、第216条第1項又は第306条第3項の規定（第310条第2項若しくは第603条第4項において準用する場合を含む。）により提出した宣誓書（テクニカル上場規定の適用を受けて当該申請を行った者が提出した宣誓書を除く。）において宣誓した事項について違反を行い（前aの場合を除く。）、新規上場に係る基準、新株券等の上場に係る基準又は市場区分の変更に係る基準に適合していなかったと当取引所が認めた場合（当取引所が施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査を不要と認めた場合を除く。）において、当該上場会社が施行規則で定める基準に適合しないとき

(11)～(20) (略)

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券)

第706条 株式会社地域経済活性化支援機構（以下「地域経済活性化支援機構」という。）が再生支援決定（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定をいう。以下同じ。）を行った会社（再生支援決定が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項に規定する買取決定等をいう。以下同じ。）が行われないこととなった会社を除く。以下「被支援会社」という。）の発行する株券が、再生支援決定が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であって、かつ、地域経済活性化支援機構が当該会社の再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（地域経済活性化支援機構が当該会社の再生支援決定に係る全ての業務を完了した日の属する事業年度の末日後に開始するものを除く。）を直前事業年度として当該会社がその発行する

上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下この条において同じ。)として当該会社が発行する株券のプレミア市場への新規上場申請を行うときにおける第211条の規定の適用については、同条第5号を次のとおりとする。

(5) 利益の額又は売上高

次のa又はbに適合すること。

- a 最近1年間(「最近」の計算は、基準事業年度(前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。)の末日を起算日としてさかのぼる。以下この節において同じ。)における利益の額が12億5千万円以上であること。

b (略)

2・3 (略)

令和4年4月4日改正付則

(上場維持基準に係る経過措置)

第5条 (略)

2 既上場銘柄の発行者に対する改正後の第501条第1項(第311条第1項及び第502条第1項による場合並びに第311条第2項及び第3項の規定により第502条第1項を適用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 改正後の第501条第1項第1号bの(b)に代えて旧上場廃止基準の第2条第1項第2号bを適用し、同号bの(c)を適用しない。

(2) 改正後の第501条第1項第2号bの(a)中「2万単位」とあるのは「1万単位」と、同号d中「100億円」とあるのは「20億円」とし、同号bの(b)に代えて旧上場廃止基準の第2条第1項第2号bを適用し、同号bの(c)を適用しない。

3～5 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定施行の日

株券のプレミア市場への新規上場申請を行うときにおける第211条の規定の適用については、同条第5号を次のとおりとする。

(5) 利益の額又は売上高

次のa又はbに適合すること。

- a 最近1年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。)における利益の額が12億5千万円以上であること。

b (略)

2・3 (略)

令和4年4月4日改正付則

(上場維持基準に係る経過措置)

第5条 (略)

2 既上場銘柄の発行者に対する改正後の第501条第1項(第311条第1項及び第502条第1項による場合並びに第311条第2項及び第3項の規定により第502条第1項を適用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 改正後の第501条第1項第1号b中「10%」とあるのは「5%」とし、同号bの(c)を適用しない。

(2) 改正後の第501条第1項第2号bの(a)中「2万単位」とあるのは「1万単位」と、同d中「100億円」とあるのは「20億円」とし、同号bの(b)及び(c)を適用しない。

3～5 (略)

(以下「施行日」という。)から起算して1年前より後において予備申請又は市場区分の変更予備申請を行っている者について、改正後の第201条、第202条、第306条及び第307条の規定を適用することが適当でない」と当取引所が認める場合は、なお従前の例による。

- 3 改正後の第205条第4号並びに第217条第2号及び第4号の規定は、施行日以後に新規上場申請(予備申請を含む。)、株券の上場申請又は市場区分の変更申請(市場区分の変更予備申請を含む。)を行う者から適用する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(新規上場申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前3項の規定により新規上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該新規上場申請は効力を失うものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。</p> | <p>(新規上場申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> |

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(新規上場申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 債券の新規上場を申請しようとする者が、次の各号に該当する者の場合は、前項各号に掲げる書類のほか、当該各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 法第2条第1項第3号に定める債券の発行者</p> <p><u>最近3事業年度(「最近」の計算は、上場予定日の直前事業年度(ただし、当取引所が適当と認める場合は、その前の事業年度)の末日を起算日として)の経理の状況を記載した書類。ただし、当取引所の上場有価証券の発行者である場合には、提出を要しない。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>5 前4項の規定により新規上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該新規上場申請は効力を失うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。</p> | <p>(新規上場申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 債券の新規上場を申請しようとする者が、次の各号に該当する者の場合は、前項各号に掲げる書類のほか、当該各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 法第2条第1項第3号に定める債券の発行者</p> <p>最近3事業年度の経理の状況を記載した書類。ただし、当取引所の上場有価証券の発行者である場合には、提出を要しない。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p> |

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正
 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(新規上場申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前3項の規定により新規上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該新規上場申請は効力を失うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。</p> | <p>(新規上場申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> |

ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(新規上場申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定により新規上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該新規上場申請は効力を失うものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請銘柄が、次のaから1まで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託を除く。以下この号、第9条の2第1項及び第14条第1項第3号において同じ。)の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(c)及びdを除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(h)及びeを除く。)に適合していること。</p> <p>a～i (略)</p> <p>j 次の(a)及び(b)に適合していること。</p> <p>(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最近」の計算は、<u>基準特定期間(有価証券報告書等(有価証券届出書(法の規定に基づき有価証券届出書又はその訂正届出書とみなされる書類を含む。))、有価証券報告書(報告書代替書面を含む。以下同じ。))及びその添付書類、半期報告書(半期代替書面を含む。以下同じ。))並びに目論見書をいう。以下同じ。)</u>にファンドの経理状況として財務諸表等が記載される最近の特定期間(法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。)をいう。)の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)に終了する各特定期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)の財務諸表等又は各特定期間における中間財務諸表等</p> | <p>(新規上場申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請銘柄が、次のaから1まで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託を除く。以下この号、第9条の2第1項及び第14条第1項第3号において同じ。)の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(c)及びdを除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(h)及びeを除く。)に適合していること。</p> <p>a～i (略)</p> <p>j 次の(a)及び(b)に適合していること。</p> <p>(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最近」の計算は、<u>新規上場申請日の直前の特定期間(法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。)</u>の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)に終了する各特定期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)の財務諸表等又は各特定期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等(有価証券届出書(法の規定に基づき有価証券届出書又はその訂正届出書とみなされる書類を含む。))、有価証券報告書(報告書代替書面を含む。以下同じ。))及びその添付書類、半期報告書(半期代替書面を含む。以下同じ。))並びに目論見書をいう。以下同じ。)に虚偽記載を行っていないこと。</p> |

が記載される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

(b) (略)

k・1 (略)

(3) (略)

2 (略)

(b) (略)

k・1 (略)

(3) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(成行呼値等の禁止)</p> <p>第8条 当取引所は、<u>株券（当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）のうち新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）の決定日まで、成行呼値等を禁止することができる。</u></p> <p><u>2 当取引所は、前項のほか、売買の状況等を勘案して必要があると認めるときは、成行呼値等を禁止することができる。</u></p> <p>(空売りの区分)</p> <p>第10条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第15条第1項各号に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、<u>直接上場銘柄の初値の決定前</u>その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年6月26日から施行する。</p> | <p>(成行呼値等の禁止)</p> <p>第8条 当取引所は、<u>売買の状況等を勘案して必要があると認めるときは、成行呼値等を禁止することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(空売りの区分)</p> <p>第10条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第15条第1項各号に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、<u>株券（当取引所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）のうち新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）の決定前</u>その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。</p> |

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「IFRS任意適用会社」、「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「株主基準日」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「基準日等」、「<u>虚偽記載</u>」、「金融商品取引業者」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「個人株主の所有する株式」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「指定振替機関」、「支配株主」、「四半期財務諸表等」、「四半期報告書」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場会社」、「上場株券」、「上場債券」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場有価証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第三者割当」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「特定事業会社」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内部統制報告書」、「買収防衛策」、「発行者」、「半期報告書」、「振替法」、「法」、「募集株式」、「募集株式等」、「本国」、「本国等」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」、「有価証券報告書等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定するIFRS任意適用会社、1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「IFRS任意適用会社」、「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「株主基準日」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「基準日等」、「金融商品取引業者」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「個人株主の所有する株式」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「指定振替機関」、「支配株主」、「四半期財務諸表等」、「四半期報告書」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場会社」、「<u>上場会社監査事務所</u>」、「上場株券」、「上場債券」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場有価証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第三者割当」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「特定事業会社」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内部統制報告書」、「買収防衛策」、「発行者」、「半期報告書」、「振替法」、「法」、「募集株式」、「募集株式等」、「本国」、「本国等」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」、「有価証券報告書等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定するIFRS任意適用会社、1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株預託証券、外国株預託証券等、</p> |

金融商品取引所等、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、株主基準日、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、基準日等、虚偽記載、金融商品取引業者、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、個人株主の所有する株式、財務諸表等、財務書類、自己株式、指定振替機関、支配株主、四半期財務諸表等、四半期報告書、上場外国会社、上場外国株券、上場会社、上場株券、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場有価証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、特定事業会社、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内部統制報告書、買収防衛策、発行者、半期報告書、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書、有価証券報告書等及び流通株式をいう。

2 (略)

3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3)及び(4) 削除

外国金融商品取引所等、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、株主基準日、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、基準日等、金融商品取引業者、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、個人株主の所有する株式、財務諸表等、財務書類、自己株式、指定振替機関、支配株主、四半期財務諸表等、四半期報告書、上場外国会社、上場外国株券、上場会社、上場会社監査事務所、上場株券、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場有価証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、特定事業会社、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内部統制報告書、買収防衛策、発行者、半期報告書、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書、有価証券報告書等及び流通株式をいう。

2 (略)

3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 合併主体会社 合併当事会社（新規上場申請者又は上場会社の子会社が合併を行っている場合には、合併当事会社（新規上場申請者又は上場会社の子会社を除く。）及び新規上場申請者又は上場会社）のうち、事業規模の最も大なる会社をいう。この場合において、「事業規模」の大小は、総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定する。

(4) 株式交換主体会社 株式交換当事会社（新規上場申請者の子会社が株式交換を行っている場合には、株式交換当事会社（新規上場申請者の子会社を除く。）及び新規上場申請者）のうち、事業規模の最も大なる会社をいう。この場合において、「事業規模」の大小は、総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定する。

(5)～(23) (略)

(23)の2 組織再編主体会社等 新規上場申請者 (新規

上場申請者の子会社その他の当取引所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この号及び次号において同じ。)による組織再編行為等(合併、株式交換、株式移転、株式交付、子会社化若しくは非子会社化、会社分割又は事業の譲受け若しくは譲渡をいうものとし、新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する行為を含む。以下同じ。)の対象となる会社又は事業(以下「組織再編対象会社等」という。)のうち、新規上場申請者よりも規模の大きいもの(複数ある場合には、そのうち最も規模が大きいものをいう。)をいう。ただし、新規上場申請者が組織再編行為等に伴い新設される場合においては、組織再編対象会社等のうち、最も規模が大きいものをいう。この場合において、「規模」の大小は、組織再編行為等の直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を比較して決定する(次号において同じ。)。

(23)の3 組織再編に重要な影響を与える会社等 組織

再編対象会社等のうち、その規模が新規上場申請者の規模の過半となるものをいう。ただし、新規上場申請者が組織再編行為等に伴い新設される場合においては、組織再編対象会社等のうち、その規模が組織再編主体会社等の規模の過半となるものをいう。

(24)～(29) (略)

(30) 複数の子会社の結合財務情報に関する書類 複数

の子会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書及び精算表をいい、新規上場申請者が基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。)の末日の翌日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。

(31)～(39) (略)

(有価証券新規上場申請書の記載事項)

(5)～(23) (略)

(新設)

(新設)

(24)～(29) (略)

(30) 複数の子会社の結合財務情報に関する書類 複数

の子会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書及び精算表をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。

(31)～(39) (略)

(有価証券新規上場申請書の記載事項)

第203条 規程第204条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項とする。

(1)～(6) (略)

(7) 削除

(8)・(9) (略)

2・3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第204条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

(4) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからdまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該人的分割前に新規上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「新規上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。

a・b (略)

c 最近2年間（「最近」の計算は、基準事業年度（この号又は次項第3号に定める「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下この節及び次節において同じ。）を起算日としてさかのぼる。以下この節及び次節において同じ。）に終了した事業年度（基準事業年度を除く。）又は連結会計年度（基準連結会計年度（この号又は次項第3号に定める「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近連結会計年度をいう。以下この節及び次節において同じ。）を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、

第203条 規程第204条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる事項とする。

(1)～(6) (略)

(7) 会社法第2条第7号に規定する取締役会設置会社である旨の登記が行われた日

(8)・(9) (略)

2・3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第204条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

(4) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからhまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該人的分割前に新規上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「新規上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。

a・b (略)

c 最近2年間（「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。）に終了した事業年度（直前事業年度を除く。）又は連結会計年度（直前連結会計年度を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。

法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。

(削る)

d 新規上場申請者が最近1年間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合（(a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社が行っている場合を含む。）は、a及びbの規定により作成する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類(当該「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載されているもの及び当取引所が添付を要しないものとして認めるものを除く。)を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないときは、この限りでない。

(a) 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び規程第208条第1号又は第2号に該当する合併を除く。第16号及び第17号a並びに次項第4号cにおいて同じ。）

合併当事会社（新規上場申請者及びその子会社を除く。第16号及び第17号a並びに次項第4号cにおいて同じ。）に係る当該合併の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。）

(b) 子会社化又は非子会社化

当該子会社に係る当該子会社化又は非子会社化の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場

(削る)

(削る)

d (略)

(削る)

(5)～(10) (略)

(11) 新規上場申請者(新規上場申請者の子会社その他の当取引所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この号において同じ。)が基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後において組織再編行為等を行っている場合であっ

合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。)

e 新規上場申請者が、最近2年間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併を行っている場合(当該合併が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められるものに限る。)又は持株会社になった場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)には、「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」のうち当該合併以前の期間又は持株会社になる前の期間に係る記載内容については当該合併によるすべての解散会社(当該合併の直前事業年度の末日において他の解散会社の連結子会社である会社その他の当取引所が記載を要しないものとして認める会社を除く。)又は持株会社になった日のすべての子会社(持株会社になった日の直前事業年度の末日において他の子会社の連結子会社である会社その他の当取引所が記載を要しないものとして認める会社を除く。)についても記載するものとする。

f d及び前eの規定については、当取引所が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併により解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。

g (略)

h 第213条第6項第14号a又はbに掲げる書類に基づき、規程第205条第6号に規定する利益の額を算定する場合は、「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に当該書類を添付するものとする。

(5)～(10) (略)

(11) 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、新規上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)で、かつ、持株会社になった

て、組織再編対象会社等が次の a から c までのいずれかに該当するときは、組織再編対象会社等に係る当該 a から c までに掲げる書類（第 4 号に定める「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載又は添付されるものその他の当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

a 組織再編主体会社等（会社を対象に組織再編行為等が行われる場合に限る。）

基準事業年度の末日から起算して 2 年前の日より後から組織再編行為等を行うまでの期間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等

b 組織再編主体会社等（前 a に掲げる場合を除く。）

基準事業年度の末日から起算して 2 年前の日より後から組織再編行為等を行うまでの期間における財務計算に関する書類（当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。）

c 組織再編に重要な影響を与える会社等

基準事業年度の末日から起算して 2 年前の日より後から組織再編行為等を行うまでの期間における財務情報の概要について記載した書類

(12) から (17) まで 削除

日の子会社が複数あるときは、当該期間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（第 4 号 e の規定により「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載されるものを除く。）

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、当取引所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(12) 新規上場申請者が会社分割等により他の会社の事業を承継する会社（当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近 2 年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間における当該他の会社から承継する事業に係る財務計算に関する書類

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(13) 新規上場申請者が、会社分割等により他の会社の事業を承継する会社（当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近 2 年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその承継前の期間における当該他の会社の財務諸表等

(14) 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける

会社（当該他の会社から譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であつて、最近2年間にその譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間における譲受けの対象となる部門に係る財務計算に関する書類

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(15) 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける会社（当該他の会社から譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であつて、最近2年間にその譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその譲受け前の期間における当該他の会社の財務諸表等

(16) 新規上場申請者又はその子会社が最近2年間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併を行っている場合には、合併当事会社すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載又は添付されるもの及び当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

(17) 新規上場申請者が、最近1年間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において次のaからdまでに掲げる行為（a、b及びdに掲げる行為については、新規上場申請者の子会社が行っている場合を含む。）のいずれかを行っている場合（当該行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えない場合を除く。）には、当該aからdまでに定める書類（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

a 合併

合併当事会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「新規上場申請のための被合併会社等の概要書」

b 会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）

(a) 会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類（会社分割等の直前事業年度に

(削る)

(18)～(20) (略)

(21) 新規上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券以外の内国株券である場合において、新規上場申請に係る内国株券の公募又は売出しを行わないときは、新規上場申請者の幹事取引参加者が作成した次の a 及び b に掲げる書類

a 新規上場申請に係る内国株券の評価額について

係るものに限る。)

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(b) 会社分割により承継される事業の概況及び会社分割の理由等を記載した当取引所所定の「新規上場申請のための会社分割概要書」

c 子会社化又は非子会社化

子会社化又は非子会社化に係る異動子会社の概況及び異動の理由等を記載した当取引所所定の「新規上場申請のための異動子会社に関する概要書」

d 事業の譲受け又は譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。)

(a) 譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類（譲受け又は譲渡を行った事業年度の直前事業年度に係るものに限る。)

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(b) 譲受け又は譲渡に係る事業の概況、譲受け又は譲渡の理由及び譲受け又は譲渡の対価等を記載した当取引所所定の「新規上場申請のための事業の譲受け（又は譲渡）概要書」

(注) 第11号から第17号までの規定については、当取引所が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併により解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。

(18)～(20) (略)

(21) 新規上場申請に係る株券が国内の金融商品取引所に上場されている内国株券以外の内国株券である場合において、新規上場申請に係る内国株券の公募又は売出しを行わないときは、新規上場申請に係る内国株券の評価額に関する資料

(新設)

記載した書類

b 新規上場申請に係る内国株券の上場後における
流動性確保のための方策について記載した書類

(22)～(27) (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

(4) 新規上場申請者の商号又は名称、その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、次のaからcまでに定めるところによるものとする。

a・b (略)

(削る)

(削る)

(新設)

(22)～(27) (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

(4) 新規上場申請者の商号又は名称、その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が最近1年間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合（(a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社が行っている場合を含む。）は、前aの規定により作成する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に当該(a)又は(b)に係る当取引所が適当と認める財務書類（当該「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載されているもの及び当取引所が添付を要しないものとして認めるものを除く。）を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないときは、この限りでない。

(a) 合併

(b) 子会社化又は非子会社化

d 前項第4号e及びfの規定は、aの規定による「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」について準用する。この場合において、同号e中「持株会社」とあるのは「外国持株会社」と、同号f中「d及び前e」とあるのは「b及びこの規定において準用する前項第4号e」と読み替えるものとする。

c (略)

(5)・(6) (略)

(7) 新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の当取引所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。）が前事業年度の末日から起算して2年前の日より後において組織再編行為等を行っている場合で、当取引所が必要と認めるときは、前項第11号 a から c までに掲げる書類に準ずる書類

(8)～(10) (略)

(11) 新規上場申請に係る外国株券若しくは当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が国内の他の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合において、新規上場申請に係る外国株券の公募又は売出しを行わないときは、新規上場申請者の幹事取引参加者が作成した次の a 及び b に掲げる書類

a 新規上場申請に係る外国株券の評価額について記載した書類

b 新規上場申請に係る外国株券の上場後における流動性確保のための方策について記載した書類

(削る)

3 規程第204条第2項ただし書に規定する施行規則で定める書類は、第1項第6号に掲げる書類（前項第1号に規定する場合を含む。）とする。

(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類)

第205条 規程第204条第3項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 規程第208条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 内国会社

(a) (略)

(b) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項

e (略)

(5)・(6) (略)

(7) 新規上場申請者が外国持株会社になった後又は合併を行った後、新規上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い外国持株会社になった場合を除く。）で、当取引所が必要と認めるときは、当取引所が必要と認める財務書類

(8)～(10) (略)

(11) 新規上場申請に係る外国株券若しくは当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合において、新規上場申請に係る外国株券の公募又は売出しを行わないときは、新規上場申請に係る外国株券の評価額に関する資料

3 第1項第4号 d、第17号及び前項第4号 c に規定する重要な影響については、別添1「新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について」に定めるところによるものとする。

4 規程第204条第2項ただし書に規定する施行規則で定める書類は、第1項第6号に掲げる書類（第2項第1号に規定する場合を含む。）とする。

(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類)

第205条 規程第204条第3項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 規程第208条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 内国会社

(a) (略)

(b) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項

等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部のみをもって成るものとし、前条第1項第4号aからcまでの規定に準じて作成するものとする。

(c)・(d) (略)

(e) 新規上場申請者が規程第208条第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の基準連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の基準事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(f) (略)

b 外国会社

(a)～(c) (略)

(d) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部のみをもって成るものとし、前条第2項第4号aからcまでの規定に準じて作成するものとする。

(2) (略)

2 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第206条 規程第204条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により当該各号に定める書類（第

等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部のみをもって成るものとし、前条第1項第4号aからfまでの規定に準じて作成するものとする。

(c)・(d) (略)

(e) 新規上場申請者が規程第208条第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の直前連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の直前事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(f) (略)

b 外国会社

(a)～(c) (略)

(d) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部のみをもって成るものとし、前条第2項第4号aからeまでの規定に準じて作成するものとする。

(2) (略)

2 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第206条 規程第204条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により当該各号に定める書類（第

4号dに掲げる書類を除く。)を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 新規上場申請に係る株券の上場日が次のaからcまでに該当する場合 当該aからcに規定する書類(新規上場申請者が外国会社(重複上場の場合に限る。))である場合には、この限りでない。)

a 基準事業年度の末日の翌日以後3か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第1四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第2号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「新規上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等規則第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする(次のb及びcに定める「新規上場申請のための四半期報告書」において同じ。)

b 基準事業年度の末日の翌日以後6か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第2四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」

c 基準事業年度の末日の翌日以後9か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第3四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」

(10) (略)

(監査報告書等)

第207条 規程第204条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいうものとする。

4号dに掲げる書類を除く。)を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 新規上場申請に係る株券の上場日が次のaからcまでに該当する場合 当該aからcに規定する書類(新規上場申請者が外国会社(重複上場の場合に限る。))である場合には、この限りでない。)

a 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第1四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第2号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「新規上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等規則第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする(次のb及びcに定める「新規上場申請のための四半期報告書」において同じ。)

b 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第2四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」

c 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第3四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」

(10) (略)

(監査報告書等)

第207条 規程第204条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいうものとする。

(1) 第204条第1項第4号又は同条第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載及び添付する最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 規程第204条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第4号cの規定に基づき財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(監査概要書等)

第208条 (略)

2 規程第204条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載する新規上場申請者の基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に関する監査概要書には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。

(4) (略)

(1) 第204条第1項第4号又は同条第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載及び添付する最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（第204条第1項第4号e（同条第2項第4号dにおいて準用する場合を含む。）に規定する合併による解散会社又は持株会社若しくは外国持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。）

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 規程第204条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第4号eの規定に基づき財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(監査概要書等)

第208条 (略)

2 規程第204条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載する新規上場申請者の新規上場申請日の直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に関する監査概要書には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。

(4) (略)

(財務計算に関する書類)

第209条 規程第204条第8項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいい、当該各号に定める書面を添付するものとする。

(1) 第204条第1項第11号aに規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める保証業務実務指針2430による基準その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

(削る)

(2) 第204条第1項第11号b及び第205条第1号aの(e)に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める保証業務実務指針2431による基準その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

(削る)

(削る)

(財務計算に関する書類)

第209条 規程第204条第8項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいい、当該各号に定める書面を添付するものとする。

(1) 第204条第1項第4号dに規定する書類、「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載される財務諸表等のうち第204条第1項第4号e（同条第2項第4号dにおいて準用する場合を含む。）に規定する合併による解散会社若しくは持株会社若しくは外国持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又は第204条第1項第16号に規定する書類（第16号に規定する書類にあっては、合併主体会社の財務諸表等に限る。）

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める保証業務実務指針2430による基準その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

(2) 第204条第1項第11号に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める保証業務実務指針3700による基準その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

(3) 第204条第1項第12号及び第205条第1号aの(e)に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める保証業務実務指針2431による基準その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

(4) 第204条第1項第13号及び第15号に規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書

(5) 第204条第1項第14号又は第17号bの(a)若しくは同号dの(a)に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める保証業務実務指針2431による基準その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

(他市場上場会社の新規上場申請に係る提出書類)

第210条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第9項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) (略)
- (2) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、Iの部は、第204条第1項第4号aからcに定めるところによるものとする。ただし、基準事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とすることができるものとする。

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第204条第9項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、Iの部は、第204条第2項第4号aからcまでの規定に準じて作成するものとする。ただし、基準事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とすることができるものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第211条 規程第204条第11項に規定する第2項から第9項までに掲げる書類のうち施行規則で定める書類と

(他市場上場会社の新規上場申請に係る提出書類)

第210条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第9項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) (略)
- (2) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、Iの部は、第204条第1項第4号aからfに定めるところによるものとする。ただし、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とすることができるものとする。

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第204条第9項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、Iの部は、第204条第2項第4号aからeまでの規定に準じて作成するものとする。ただし、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とすることができるものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第211条 規程第204条第11項に規定する第2項から第9項までに掲げる書類のうち施行規則で定める書類と

は、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- (1) (略)
- (2) 「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」（規程第204条第6項若しくは第8項又は第204条第1項第4号cの規定により添付される書類を含む。）
- (3) (略)

2 (略)

3 規程第204条第11項に規定する新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- (1) (略)
- (2) 第206条第2号に規定する書類
- (3) 第204条第1項第11号及び同条第2項第7号に規定する書類（前条の規定により添付される書類を含む。）
- (4)・(5) (略)
- (6) 第205条第1号aの(e)に規定する書類（規程第208条第5号に規定する他の会社が承継する事業に係る書類に限るものとし、前条の規定により添付される書類を含む。）
- (7) (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第213条 (略)

2 (略)

3 規程第205条第3号に規定する時価総額とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い当該各号に定める価格に、上場の時において見込まれる上場株券の数を乗じて得た額に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

- (1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券（外国会社の場合には、国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株券）の発行者である新規上場申請者
a 当該新規上場申請者が新規上場申請に係る公募

は、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- (1) (略)
- (2) 「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」（規程第204条第6項若しくは第8項、第204条第1項第4号c、d若しくはh又は同条第2項第4号cの規定により添付される書類を含む。）
- (3) (略)

2 (略)

3 規程第204条第11項に規定する新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- (1) (略)
- (2) 第206条第2号及び第9号に規定する書類
- (3) 第204条第1項第11号から第17号まで及び同条第2項第7号に規定する書類（前条の規定により添付される書類を含む。）
- (4)・(5) (略)
- (6) 第205条第1号aの(e)に規定する書類（規程第208条第5号に規定する他の会社が承継する事業に係る書類に限る。）
- (7) (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第213条 (略)

2 (略)

3 規程第205条第3号に規定する時価総額とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い当該各号に定める価格に、上場の時において見込まれる上場株券の数を乗じて得た額に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

- (1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券（外国会社の場合には、国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株券）の発行者である新規上場申請者
a 当該新規上場申請者が新規上場申請に係る公募

又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの価格と当取引所が当該新規上場申請者の新規上場申請に係る株券の上場を承認する日の2営業日前の日以前1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次のbにおいて同じ。）のいずれか低い価格

b (略)

(2) 前号に規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者

新規上場申請に係る公募又は売出しの価格（新規上場申請に係る公募又は売出しを行う場合以外の場合には、当取引所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請者の新規上場申請に係る株券の評価額）

4 規程第205条第4号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第205条第4号において、新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の当取引所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この号において同じ。）が過去に組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。以下この号において同じ。）を行っている場合には、組織再編主体会社等における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行っているときには、この号の規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

(3) 規程第205条第4号において、新規上場申請者が上場の時までに相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社における当該事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が当該新規上場申請者の新規上場申請に係る株券の上場を承認する日の2営業日前の日以前1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次のbにおいて同じ。）のいずれか低い価格

b (略)

(2) 前号に規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者

新規上場申請に係る公募又は売出しの見込み価格（新規上場申請に係る公募又は売出しを行う場合以外の場合には、当取引所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請者の新規上場申請に係る株券の評価額）

4 規程第205条第4号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第205条第4号において、新規上場申請者が過去に合併を行っている場合若しくは持株会社若しくは外国持株会社である場合又は上場の時までに相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、合併主体会社、当該持株会社若しくは外国持株会社の被支配会社（主体会社）又は当該相互会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

(3) 規程第205条第4号において、新規上場申請者が会社分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（新規上場申請者の主要な事業が当該他の会社から承継される又は譲渡されるものである場合に限る。）である場合には、当該他の会社における当該事業の活動期間を加算して事業継続年数を算

(削る)

5 規程第205条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第205条第5号に規定する上場日における純資産の額については、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a又はbに規定する額を審査対象とするものとする。

a 基準事業年度の末日の翌日以後に新規上場申請者が「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合

直近の「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における純資産の額

b 前a以外の場合

「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載された基準事業年度の末日における純資産の額

(2)～(4) (略)

(5) 前号の場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、第1号aに規定する直前四半期会計期間の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は第1号aに規定する直前四半期会計期間の末日における同中値により行うものとする。

(6) 第1号aにおいて、新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の当取引所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この号において同じ。）が同aに規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。）を行っている場合であって、当取引所が適当と認めるときにおいては、第204条第1項第11号又は同条第2項第7号の規定により提出される書類に記載される組織再編主体会社等の純資産

出することができるものとする。

(4) 新規上場申請者（前2号に規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が前2号に規定する行為を重ねて行っている場合については、前2号の規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

5 規程第205条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第205条第5号に規定する上場日における純資産の額については、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a又はbに規定する額を審査対象とするものとする。

a 新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合

直近の「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における純資産の額

b 前a以外の場合

「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における純資産の額

(2)～(4) (略)

(5) 前号の場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、新規上場申請日の直前四半期会計期間の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は新規上場申請日の直前四半期会計期間の末日における同中値により行うものとする。

(6) 第1号bにおいて、新規上場申請者又はその子会社が新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において次のa又はbに掲げる行為を行っている場合には、当該a又はbに定める会社の純資産の額について審査対象とするものとする。

の額（第1号から前号までの規定に基づき算定される純資産の額をいう。）又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行っているときには、この号の規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(7) 第1号aにおいて、新規上場申請者が同aに規定

a 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）

合併主体会社

b 株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）

株式交換主体会社

(7) 第1号aにおいて、新規上場申請者が新規上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後に持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、その子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額（当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額）（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該四半期連結貸借対照表又は四半期貸借対照表を結合した貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

(8) 第1号aにおいて、新規上場申請者が、会社分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、新規上場申請日の直前四半期会計期間の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、第204条第1項第12号又は第14号の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(9) 第1号aにおいて、新規上場申請者が新規上場申

する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(削る)

(削る)

(8) 第1号aにおいて、新規上場申請者が、同aに規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前四半期会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した当取引所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

(9) 第2号から前号までの規定は、第1号bについて準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは「基準事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸

請日の属する四半期会計期間の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(10) 第1号aにおいて、新規上場申請者が新規上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後外国持株会社になった場合で、当取引所が適当と認めるときは、当取引所が適当と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。

(11) 新規上場申請者（第7号から前号までに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が新規上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後において第7号から前号までに規定する行為を重ねて行っている場合については、第7号から前号までの規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(12) 新規上場申請者が、新規上場申請日の直前四半期会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前四半期会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した当取引所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

(13) 第2号から前号までの規定は、第1号bについて準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは「直前事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸

借対照表」と、「同規則第94条」とあるのは「連結財務諸表規則第94条」と、「同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条」とあるのは「連結財務諸表規則第95条」と、「四半期連結財務諸表規則」とあるのは「連結財務諸表規則」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「四半期財務諸表等規則」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合四半期貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」とそれぞれ読み替えるものとする。

6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 規程第205条第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の当取引所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この号において同じ。）が、審査対象期間の初日以後において組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。）を行っている場合であって、当取引所が適当と認めるときにおいては、当該組織再編行為等を行う前の期間については、第204条第1項第11号又は同条第2項第7号の規定により提出される書類に記載される組織再編主体会社等の利益の額（第1号から前号までの規定に基づき算定される利益の額をいう。）又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行っているときには、この号の規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。

(削る)

借対照表」と、「同規則第94条」とあるのは「連結財務諸表規則第94条」と、「同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条」とあるのは「連結財務諸表規則第95条」と、「四半期連結財務諸表規則」とあるのは「連結財務諸表規則」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「四半期財務諸表等規則」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合四半期貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」と、「新規上場申請日の属する四半期会計期間」とあるのは「新規上場申請日の属する事業年度」とそれぞれ読み替えるものとする。

6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 規程第205条第6号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、合併主体会社の利益の額（第3号に規定する利益の額をいう。）又は合併当事会社の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(7) 規程第205条第6号において、新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間又は新規上場申請日の属

する事業年度の初日以後において株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合は、株式交換を行う前については、株式交換主体会社の連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額（株式交換主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、株式交換主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、株式交換主体会社の利益の額（第3号に規定する利益の額をいう。）又は新規上場申請者の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(削る)

(8) 規程第205条第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者が前号の規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が持株会社であって、持株会社になった後、新規上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、最近2年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結損益計算書等（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

(削る)

(9) 規程第205条第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者が第6号の規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、会社分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の

(7) 規程第205条第6号において、新規上場申請者が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の各連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(削る)

(削る)

(8) (略)

(9) 新規上場申請者が、審査対象期間の初日以後において持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除くものとし、持株会社になった日において複数の子会社がある場合に限る。）であって、当取引所が適当と認めるときにおいては、持株会社になる前の期間については、当該期間に係る当該複数の子

期間については、第204条第1項第12号又は第14号の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(10) 規程第205条第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者が第6号の規定の適用を受ける場合（合併主体会社））が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の各連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(11) 規程第205条第6号において、新規上場申請者が審査対象期間において外国持株会社になった場合で、当取引所が適当と認めるときは、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当取引所が適当と認める財務書類に基づいて算定される利益の額について審査対象とするものとする。

(12) 新規上場申請者（第6号から前号までに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において第6号から前号までに規定する行為を重ねて行っている場合については、第6号から前号までの規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(13) (略)

(新設)

会社の結合財務情報に関する書類に基づき、規程第205条第6号に規定する利益の額を算定することができるものとする。この場合において、当該書類には、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書（当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める保証業務実務指針3700による基準その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面）を添付することを要するものとする。

(10) 最近2年間に終了した事業年度（基準事業年度を除く。）又は連結会計年度（基準連結会計年度を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合は、当該財務諸表又は連結財務諸表に代えて、次のa又はbに掲げる書類に基づき、規程第205条第6号に規定する利益の額を算定することができるものとする。この場合において、当該書類には、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書（当取引所が適当と認める場合には、合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面）を添付することを要するものとする。

a・b （略）

7 規程第205条第7号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) （略）

(2) 規程第205条第7号cに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書（基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書において、継続企業的前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいう。

(14) 最近2年間に終了した事業年度（直前事業年度を除く。）又は連結会計年度（直前連結会計年度を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合は、当該財務諸表又は連結財務諸表に代えて、次のa又はbに掲げる書類に基づき、規程第205条第6号に規定する利益の額を算定することができるものとする。この場合においては、公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を、当該書類に添付することを要するものとする。

a・b （略）

7 規程第205条第7号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) （略）

(2) 規程第205条第7号cに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書において、継続企業的前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいう。

(3) 規程第205条第7号において、新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の当取引所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この号において同じ。）が、審査対象期間の初日以後において組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。）を行っている場合であって、当取引所が適当と認めるときにおいては、当該組織再編行為等を行う前の期間については、組織再編主体会社等の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(削る)

(削る)

8～11 (略)

(テクニカル上場の取扱い)

第219条 (略)

(3) 規程第205条第7号において、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、新規上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、審査対象期間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類を含む。）及び当該連結財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等について審査対象とするものとする。

(4) 規程第205条第7号において、新規上場申請者が、会社分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、当該期間に係る当該他の会社の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(5) 新規上場申請者（外国会社を除く。）又はその子会社が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）又は株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併又は株式交換を行う前の期間については、合併主体会社又は株式交換主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

8～11 (略)

(テクニカル上場の取扱い)

第219条 (略)

2・3 (略)

4 規程第208条第5号に規定する当該他の会社がメイン市場の上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が施行規則で定めるところにより認める場合かどうかについては、当該他の会社の経営成績等を勘案して行うものとする。この場合において、第205条第1号aの(e)の規定により提出される書類に記載される当該他の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書(部門連結損益計算書を作成すべきでない場合には、部門個別損益計算書。以下この項において同じ。)における売上高及び経常利益金額が、当該上場会社の基準連結会計年度(当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の基準事業年度)における当該上場会社が当該他の会社及び当該他の会社以外の会社に承継させる事業以外の事業に係る部門の売上高及び経常利益に相当する金額並びに当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書における売上高及び経常利益金額を超える額である場合は、当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものとして取り扱う。

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第221条 (略)

2 (略)

3 規程第210条第2項ただし書に規定する施行規則で定める書類は、第1項に定める書類のうち第204条第1項第6号(前項第1号による場合を含む。)に掲げる書類とする。

(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類)

第222条 規程第210条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類をいう。

(1) 規程第214条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 内国会社

(a) (略)

(b) 第205条第1項第1号aの(b)から(f)までに掲げる書類

2・3 (略)

4 規程第208条第5号に規定する当該他の会社がメイン市場の上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が施行規則で定めるところにより認める場合かどうかについては、当該他の会社の経営成績等を勘案して行うものとする。この場合において、第205条第1号aの(e)の規定により提出される書類に記載される当該他の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書(部門連結損益計算書を作成すべきでない場合には、部門個別損益計算書。以下この項において同じ。)における売上高及び経常利益金額が、当該上場会社の直前連結会計年度(当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の直前事業年度)における当該上場会社が当該他の会社及び当該他の会社以外の会社に承継させる事業以外の事業に係る部門の売上高及び経常利益に相当する金額並びに当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書における売上高及び経常利益金額を超える額である場合は、当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものとして取り扱う。

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第221条 (略)

2 (略)

3 規程第210条第2項ただし書に規定する施行規則で定める書類は、第1項に定める書類のうち第204条第1項第6号に掲げる書類(第2項第1号による場合を含む。)とする。

(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類)

第222条 規程第210条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類をいう。

(1) 規程第214条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 内国会社

(a) (略)

(b) 第205条第1項第1号aの(b)から(f)までに掲げる書類

この場合において、同 a の (e) 中「規程第208条第 5 号」とあるのは「規程第214条第 5 号」と、同 a の (f) 中「規程第208条第 1 号又は第 3 号」とあるのは「規程第214条第 1 号又は第 3 号」とそれぞれ読み替える。

b 外国会社

(a)・(b) (略)

(c) 第205条第 1 項第 1 号 a の (c)、(e) 及び (f) に掲げる書類

この場合において、同 a の (e) 中「規程第208条第 5 号」とあるのは「規程第214条第 5 号」と、同 a の (f) 中「規程第208条第 1 号又は第 3 号」とあるのは「規程第214条第 1 号又は第 3 号」とそれぞれ読み替える。

(d) (略)

(2) (略)

2 (略)

(監査報告書等)

第224条 (略)

2 (略)

3 規程第210条第 6 項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第 2 号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第 1 項に掲げる書類のうち第207条第 1 項第 1 号に掲げる財務書類が、第204条第 2 項第 4 号 cの規定に基づき財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(監査概要書等)

第225条 (略)

2 規程第210条第 7 項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 「新規上場申請のための有価証券報告書 (I の

b 外国会社

(a)・(b) (略)

(c) 前 a の (b) に掲げる書類のうち第205条第 1 項第 1 号 a の (c)、(e) 及び (f) に掲げる書類

(d) (略)

(2) (略)

2 (略)

(監査報告書等)

第224条 (略)

2 (略)

3 規程第210条第 6 項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第 2 号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第 1 項に掲げる書類のうち第207条第 1 項第 1 号に掲げる財務書類が、第204条第 2 項第 4 号 eの規定に基づき財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(監査概要書等)

第225条 (略)

2 規程第210条第 7 項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 「新規上場申請のための有価証券報告書 (I の

部)」に記載する新規上場申請者の基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に関する監査概要書には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。

(4) (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第230条 (略)

2・3 (略)

4 規程第211条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第213条第6項第4号から第6号まで、第7号前段及び第8号から第10号までの規定は、規程第211条第5号bに規定する売上高について準用する。この場合において、同項中「利益の額」とあるのは「売上高」と、「第1号から第3号まで」又は「第1号から前号まで」とあるのは「第230条第4項第2号及び第3号」とそれぞれ読み替えるものとする。

(5) (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第237条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第216条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(4) (略)

(5) 最近2事業年度（「最近」の計算は、基準事業年度（第2号又は次項第4号に定める「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下この節において同じ。）の末日を起算日としてさかのぼる。以下この節において同じ。）にお

部)」に記載する新規上場申請者の新規上場申請日の直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に関する監査概要書には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。

(4) (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第230条 (略)

2・3 (略)

4 規程第211条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第213条第6項第4号から第9号まで、第10号前段及び第11号から第14号までの規定は、規程第211条第5号bに規定する売上高について準用する。この場合において、同項中「利益の額」とあるのは「売上高」と、「第1号から第3号まで」とあるのは「第230条第4項第2号及び第3号」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と、「第3号に規定する」とあるのは「第230条第4項第3号に規定する」とそれぞれ読み替えるものとする。

(5) (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第237条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第216条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(4) (略)

(5) 最近2事業年度における連結子会社に関する決算報告書

ける連結子会社に関する決算報告書

(6)及び(7) 削除

(8) (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第216条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) (略)

(2) 第204条第2項第3号、第5号及び第6号及び第8号から第11号までに掲げる書類

(3) (略)

(4) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」はIの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、第204条第2項第4号aからcまでに定めるところによるものとする。ただし、規程第218条第1号の規定による規程第217条第3号に規定する公募に係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。

(5) (略)

(削る)

3 規程第216条第2項ただし書に規定する施行規則で定める書類は、第1項第3号に掲げる書類（前項第3号の規定による場合を含む。）とする。

(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類)

第238条 規程第216条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類をいう。

(1) 規程第220条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

(6) 最近2事業年度に合併を行っている場合には、当該事業年度における被合併会社の財務諸表等（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

(7) 規程第217条第2号aの規定の適用を受ける場合は、新規上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(8) (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第216条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) (略)

(2) 第204条第2項第3号、第5号及び第6号及び第8号から第10号までに掲げる書類

(3) (略)

(4) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」はIの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、第204条第2項第4号a、b及びeに定めるところによるものとする。ただし、規程第218条第1号の規定による規程第217条第3号に規定する公募に係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。

(5) (略)

(6) 規程第218条第1号の規定による規程第217条第2号aの規定の適用を受ける場合は、新規上場申請に係る外国株券の評価額に関する資料

3 規程第216条第2項ただし書に規定する施行規則で定める書類は、第1項第3号に掲げる書類（前項第3号に規定する場合を含む。）とする。

(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類)

第238条 規程第216条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類をいう。

(1) 規程第220条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 内国会社

(a)～(d) (略)

(e) 新規上場申請者が規程第220条第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の基準連結会計年度（前条第1項第2号又は第2項第4号に定める「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近連結会計年度をいう。以下この節において同じ。）（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の基準事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(f) (略)

b (略)

(2) (略)

2 (略)

(監査報告書等)

第240条 規程第216条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいう。

(1) 第237条第1項第2号又は第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付する基準事業年度及びその前の事業年度並びに基準連結会計年度及びその前の連結会計年度の財務諸表等

(2) (略)

2 (略)

3 規程第216条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準

a 内国会社

(a)～(d) (略)

(e) 新規上場申請者が規程第220条第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の直前連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の直前事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(f) (略)

b (略)

(2) (略)

2 (略)

(監査報告書等)

第240条 規程第216条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいう。

(1) 第237条第1項第2号又は第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付する直前事業年度及びその前の事業年度並びに直前連結会計年度及びその前の連結会計年度の財務諸表等

(2) (略)

2 (略)

3 規程第216条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準

用して、その写しを提出することができる。

- (1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第4号cの規定に基づき財務諸表等規則第131条第1項又は第2項に定める作成基準に準じて作成されていること
- (2) (略)

(監査概要書等)

第241条 規程第216条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第216条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要書については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載する新規上場申請者の基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に関する監査概要書には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。
- (4) (略)

(他市場上場会社の新規上場申請に係る提出書類)

第243条 (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第216条第9項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」
この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、Iの部は、第204条第2項第4号a、b及びcに定めるとこ

用して、その写しを提出することができる。

- (1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第4号eの規定に基づき財務諸表等規則第131条第1項又は第2項に定める作成基準に準じて作成されていること
- (2) (略)

(監査概要書等)

第241条 規程第216条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第216条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要書については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載する新規上場申請者の新規上場申請日の直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に関する監査概要書には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。
- (4) (略)

(他市場上場会社の新規上場申請に係る提出書類)

第243条 (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第216条第9項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」
この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、Iの部は、第204条第2項第4号a、b及びeに定めるとこ

ろによるものとする。ただし、基準事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とすることができるものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第244条 (略)

2 (略)

3 規程第216条第11項に規定する新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 削除

(4)・(5) (略)

(6) 第238条第1号aの(e)に規定する書類(規程第220条第5号に規定する他の会社が承継する事業に係る書類に限るものとし、前条の規定により添付される書類を含む。)

(7) (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第246条 (略)

2 規程第217条第2号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 第213条第1項第6号a及びcの規定は、規程第217条第2号に規定する新規上場申請に係る株券の公募又は売出しについて準用する。

(2) 前号の規定は、規程第217条第2号aからcまでのいずれかに該当する場合には適用しない。

(3) 第213条第3項の規定は、規程第217条第2号aに規定する時価総額について準用する。

(4) 第213条第1項の規定は、規程第217条第2号aに規定する流通株式の数及び上場株券の数について準用する。

3 (略)

4 第213条第4項の規定は、規程第217条第4号の規定に規定する事業継続年数について準用する。

(削る)

ろによるものとする。ただし、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とすることができるものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第244条 (略)

2 (略)

3 規程第216条第11項に規定する新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第204条第1項第12号に規定する書類(前条の規定により添付される書類を含む。)

(4)・(5) (略)

(6) 第238条第1号aの(e)に規定する書類(規程第220条第5号に規定する他の会社が承継する事業に係る書類に限る。)

(7) (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第246条 (略)

2 規程第217条第2号に規定する新規上場申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合の取扱いは、第213条第1項第6号a及びcの規定を準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 (略)

4 規程第217条第4号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第217条第4号において、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社

(削る)

5 規程第217条第5号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第217条第5号bに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書（「新規上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が添付されていない場合は、基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいう。

(ネクスト市場への新規上場申請に係る上場審査)

第248条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 新規上場申請が外国会社である場合で、当該新規上場申請に係る株券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されておらず、かつ、当取引所のみで新規上場申請が行われる場合には、「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に、次のa及びbに掲げる事項が記載されていること。

a 基準事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間における次の(a)及び(b)に掲げる事項

(a)・(b) (略)

b (略)

(7) (略)

2～5 (略)

(規定の適用を受けない者)

であって、当該人的分割前に新規上場申請が行われた場合には、当該人的分割により承継する事業に関する活動について審査対象とするものとする。

(2) 第213条第4項第2号から第4号までの規定は、規程第217条第4号の場合について準用する。

5 規程第217条第5号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第217条第5号bに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書（「新規上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が添付されていない場合は、直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいう。

(ネクスト市場への新規上場申請に係る上場審査)

第248条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 新規上場申請が外国会社である場合で、当該新規上場申請に係る株券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されておらず、かつ、当取引所のみで新規上場申請が行われる場合には、「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に、次のa及びbに掲げる事項が記載されていること。

a 新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間における次の(a)及び(b)に掲げる事項

(a)・(b) (略)

b (略)

(7) (略)

2～5 (略)

(これに準ずる者の定義)

第254条 次条から第263条まで及び第264条（第1号に掲げる場合に限る。）の規定は、次の各号に掲げる者については、適用しない。

- (1) 他市場上場会社
- (2) 外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている内国株券の発行者
- (3) テクニカル上場規定の適用を受ける新規上場申請者
- (4) 上場会社、他市場上場会社又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその事業を承継する会社（当該承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、当該人的分割前に新規上場申請を行う場合の新規上場申請者
- (5) 外国会社

（公募又は売出しを行わない場合の取扱い）

第263条の2 新規上場申請者（法第24条第3項の規定の適用を受ける者に限る。）は、新規上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わない場合には、当取引所が当該新規上場申請に係る株券の上場を承認する日までに、2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書を含む。）を添付した有価証券報告書を、内閣総理大臣等に対して提出するものとする。

2 新規上場申請者（他市場上場会社、外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券の発行者又はテクニカル上場規定の適用を受ける者を除く。）は、新規上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わない場合には、上場することとなる日の1週間前の日までに、新規上場申請者の幹事取引参加者が作成した新規上場申請に係る株券の流通参考値段（当取引所が当該新規上場申請に係る株券の初値決定前における最初の特別気配値段を定めるにあたり参考となる価格をいう。）について記載した書類を提出するものとする。

（不適正な上場前の公募等に対する措置）

第264条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、新規

第254条 規程第222条に規定するこれに準ずる者として施行規則で定める者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) テクニカル上場規定の適用を受ける新規上場申請者
- (2) 外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている内国株券の発行者
- (3) 上場会社、他市場上場会社又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその事業を承継する会社（当該承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、当該人的分割前に新規上場申請を行う場合の新規上場申請者

（新設）

（不適正な上場前の公募等に対する措置）

第264条 当取引所は、第260条第1項若しくは第274条第

上場申請の受理の取消しその他必要な措置（第258条第1項に定めるところによらない配分を行った場合の再配分の要請並びに上場前の公募等が適正に行われていないと認められるに至った経過及び改善措置を記載した報告書の提出の請求を含む。）をとることができる。

(1) 第260条第1項若しくは第274条第1項若しくは第2項に規定する書類又は第260条第3項若しくは第268条第3項の規定により元引受取引参加者が提出した書類その他新規上場申請者又は元引受取引参加者がこの節に基づき当取引所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から、上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合

(2) 前条第1項に規定する日までに、同項に規定する有価証券報告書の提出が行われない場合

(3) 前条第2項に規定する日までに、同項に規定する書類の提出が行われない場合

(上場前の株式等の移動の状況に関する記載)

第276条 新規上場申請者は、特別利害関係者等（開示府令第1条第31号に規定する特別利害関係者等をいう。）が、基準事業年度（第204条第1項第4号（第221条第1項による場合を含む。）又は第237条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下この節において同じ。）の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、特定取引所金融商品市場に上

1項若しくは第2項に規定する書類又は第260条第3項若しくは第268条第3項の規定により元引受取引参加者が提出した書類その他新規上場申請者又は元引受取引参加者がこの節に基づき当取引所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から、上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には、新規上場申請の受理の取消しその他必要な措置（第258条第1項に定めるところによらない配分を行った場合の再配分の要請並びに上場前の公募等が適正に行われていないと認められるに至った経過及び改善措置を記載した報告書の提出の請求を含む。）をとることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(上場前の株式等の移動の状況に関する記載)

第276条 新規上場申請者は、特別利害関係者等（開示府令第1条第31号に規定する特別利害関係者等をいう。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を第204条第1項第4号（第221条第1項による場合を含む。）又は第237条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、特定取引所金融商品市場に上場している場合は、この限りでない。

場している場合は、この限りでない。

2 (略)

(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制)

第278条 新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、次の各号に掲げる事項について確約を行うものとする。

(1)～(7) (略)

2～4 (略)

(第三者割当等による募集新株予約権の割当て等に関する規制)

第280条 新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、第282条に規定する新株予約権を除く。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（第282条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを含む。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、次の各号に掲げる事項について確約を行うものとする。

(1)～(7) (略)

2～4 (略)

(ストック・オプションとしての新株予約権の所有に関する規制)

第282条 新規上場申請者が、その役員又は従業員（新規上場申請者の子会社の役員又は従業員を含む。）であって、かつ、当取引所が適当と認めるもの（以下この条において「役員又は従業員等」という。）に報酬として割り当てた新株予約権（基準事業年度の末日から起算して1年前より後に割り当てられたものに限る。）であって、新規上場申請者と割当てを受けた役員又は従業員等との間で第1号に掲げる事項を内容とする確約を行っており、かつ、第2号に定める書類が当取引所に提出されている新株予約権（当該確約が行われている部分に限る。）を新規上場申請者から割り

2 (略)

(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制)

第278条 新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、次の各号に掲げる事項について確約を行うものとする。

(1)～(7) (略)

2～4 (略)

(第三者割当等による募集新株予約権の割当て等に関する規制)

第280条 新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、第282条に規定する新株予約権を除く。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（第282条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを含む。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、次の各号に掲げる事項について確約を行うものとする。

(1)～(7) (略)

2～4 (略)

(ストック・オプションとしての新株予約権の所有に関する規制)

第282条 新規上場申請者が、その役員又は従業員（新規上場申請者の子会社の役員又は従業員を含む。）であって、かつ、当取引所が適当と認めるもの（以下この条において「役員又は従業員等」という。）に報酬として割り当てた新株予約権（新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後に割り当てられたものに限る。）であって、新規上場申請者と割当てを受けた役員又は従業員等との間で第1号に掲げる事項を内容とする確約を行っており、かつ、第2号に定める書類が当取引所に提出されている新株予約権（当該確約が行われている部分に限る。）を新規上場

当てられた役員又は従業員等が、この項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合（確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっている新株予約権を譲渡した後、新規上場申請者が当該譲渡に係る新株予約権を速やかに適正な手続により失効させており、かつ、当該新株予約権の行使が行われていない場合を除く。）には、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(ストック・オプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制)

第283条 新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使又は転換による株式又は新株予約権の交付（基準事業年度の末日から起算して1年前より後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、交付を受けた者との間で、当該株式又は新株予約権につき、次の各号に掲げる事項について確約を行うものとする。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

(第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載)

第285条 新規上場申請者は、基準事業年度の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の割当て（以下「第三者割当等による募集株式等の割当て」という。）を行っている場合には、当該第三者割当等による募集株式等の割当ての状況を第204条第1項第4号（第221条第1項で準用する場合を含む。）又は第237条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する内国株券が、特定取引所金融商品市場に上場している場合は、この限りでない。

申請者から割り当てられた役員又は従業員等が、この項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合（確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっている新株予約権を譲渡した後、新規上場申請者が当該譲渡に係る新株予約権を速やかに適正な手続により失効させており、かつ、当該新株予約権の行使が行われていない場合を除く。）には、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(ストック・オプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制)

第283条 新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使又は転換による株式又は新株予約権の交付（新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、交付を受けた者との間で、当該株式又は新株予約権につき、次の各号に掲げる事項について確約を行うものとする。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

(第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載)

第285条 新規上場申請者は、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の割当て（以下「第三者割当等による募集株式等の割当て」という。）を行っている場合には、当該第三者割当等による募集株式等の割当ての状況を第204条第1項第4号（第221条第1項で準用する場合を含む。）又は第237条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する内国株券が、特定取引所金融商品市場に上場している場合は、この限りでない。

2 (略)

(メイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い)

第288条 (略)

2 規程第223条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

3・4 (略)

5 規程第223条第1項の規定の適用を受けてメイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第213条第1項の規定の適用については、同項第1号、第2号、第6号aの(b)及び同号bの(b)中「新規上場申請者」とあるのは「新規上場申請に係る株券の発行者」と、同項第6号中「新規上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」と、同項第7号a及び第8号中「株券の発行者である新規上場申請者」とあるのは「株券を新規上場申請する新規上場申請者」とする。

6・7 (略)

(プレミア市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い)

第289条 (略)

2 規程第224条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

3・4 (略)

5 規程第224条第1項の規定の適用を受けてプレミア市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第230条第1項の規定により準用する第213条第1項の規定の適用については、同項第1号、第2号、第6号aの(b)及び同号bの(b)中「新規上場申請者」とあるのは「新規上場申請に係る株券の発行者」と、同項第6号中「新規上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」と、同項第7号a及び第8号中「株券の発行者である新規上場申請者」とあるのは「株券を新規上場申請する新規上場申請者」とする。

2 (略)

(メイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い)

第288条 (略)

2 規程第223条第2項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

3・4 (略)

5 規程第223条第1項の規定の適用を受けてメイン市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第213条第1項の規定の適用については、同項第1号、第2号、第6号aの(b)前段及び同号bの(b)前段中「新規上場申請者」とあるのは「新規上場申請に係る株券の発行者」と、同項第6号中「新規上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」と、同項第7号a及び第8号中「株券の発行者である新規上場申請者」とあるのは「株券を新規上場申請する新規上場申請者」とする。

6・7 (略)

(プレミア市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い)

第289条 (略)

2 規程第224条第2項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

3・4 (略)

5 規程第224条第1項の規定の適用を受けてプレミア市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第230条第1項の規定により準用する第213条第1項の規定の適用については、同項第1号、第2号、第6号aの(b)前段及び同号bの(b)前段中「新規上場申請者」とあるのは「新規上場申請に係る株券の発行者」と、同項第6号中「新規上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」と、同項第7号a及び第8号中「株券の発行者である新規上場申請者」とあるのは「株券を新規上場申請する新規上場申請者」とする。

6・7 (略)

(ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い)

第290条 (略)

2 規程第225条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

3～7 (略)

(新株予約権証券の上場基準等)

第306条 (略)

2 (略)

3 第213条第6項第1号から第6号まで及び第8号から第10号までの規定は、規程第304条第1項第3号aに規定する利益の額について準用する。

4～7 (略)

(市場区分の変更申請の取扱い)

第308条 規程第306条第4項に規定する「市場区分の変更申請に係る宣誓書」は、内国会社にあつては別記第1—7号様式に、外国会社にあつては別記第1—8号様式にそれぞれよるものとする。

2 規程第306条第5項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) メイン市場への市場区分の変更申請を行う内国会社

次のa及びbに掲げる書類

a (略)

b 第204条第1項第1号、第5号、第8号、第11号、第19号、第24号及び第25号に掲げる書類に準ずる書類

(2) プレミア市場への市場区分の変更申請を行う内国会社

次のaからcまでに掲げる書類

a (略)

b 第204条第1項第1号、第5号、第8号、第10号、第11号、第19号、第24号及び第25号に掲げる書類に準ずる書類

6・7 (略)

(ネクスト市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い)

第290条 (略)

2 規程第225条第2項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

3～7 (略)

(新株予約権証券の上場基準等)

第306条 (略)

2 (略)

3 第213条第6項第1号から第9号まで及び第11号から第14号までの規定は、規程第304条第1項第3号aに規定する利益の額について準用する。

4～7 (略)

(市場区分の変更申請の取扱い)

第308条 規程第306条第3項に規定する「市場区分の変更申請に係る宣誓書」は、内国会社にあつては別記第1—7号様式に、外国会社にあつては別記第1—8号様式にそれぞれよるものとする。

2 規程第306条第4項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) メイン市場への市場区分の変更申請を行う内国会社

次のa及びbに掲げる書類

a (略)

b 第204条第1項第1号、第5号、第8号、第11号から第16号まで、第19号、第24号及び第25号に掲げる書類に準ずる書類

(2) プレミア市場への市場区分の変更申請を行う内国会社

次のaからcまでに掲げる書類

a (略)

b 第204条第1項第1号、第5号、第8号、第10号から第16号まで、第19号、第24号及び第25号に掲げる書類に準ずる書類

c (略)

(3) ネクスト市場への市場区分の変更申請を行う内国会社

次のaからcまでに掲げる書類

a・b (略)

c 第237条第1項第3号から第8号までに掲げる書類に準ずる書類

(4)・(5) (略)

(6) ネクスト市場への市場区分の変更申請を行う外国会社

次のaからcまでに掲げる書類

a・b (略)

c 第237条第1項第3号から第8号までに掲げる書類に準ずる書類

3 前項第2号a及び第5号aに掲げる「市場区分の変更申請のための有価証券報告書」については、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、直近の有価証券報告書と同一の記載内容とする。

(3) 第204条第1項第4号c及び第207条第1項第3号の規定は、前号の「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」について準用する。

4 第2項第1号a、第3号a、第4号a及び第6号aに掲げる「市場区分の変更申請のための有価証券報告書」については、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、直近で提出した有価証券報告書と同一の記載内容とする。

c (略)

(3) ネクスト市場への市場区分の変更申請を行う内国会社

次のaからcまでに掲げる書類

a・b (略)

c 第237条第1項第3号から第7号までに掲げる書類に準ずる書類

(4)・(5) (略)

(6) ネクスト市場への市場区分の変更申請を行う外国会社

次のaからcまでに掲げる書類

a・b (略)

c 第237条第1項第3号から第7号までに掲げる書類に準ずる書類

3 前項第2号a及び第5号aに掲げる「市場区分の変更申請のための有価証券報告書」については、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。

(3) 第204条第1項第4号c及び第207条第1項第3号の規定は、前号の「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」について準用する。この場合において、第204条第1項第4号c中「最近」の計算是、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。」とあるのは「最近」の計算是、市場区分の変更申請日の直前事業年度の末日（市場区分の変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。）を起算日としてさかのぼる。」と読み替える。

4 第2項第1号a、第3号a、第4号a及び第6号aに掲げる「市場区分の変更申請のための有価証券報告書」については、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。

(3) 第204条第1項第4号c及び第207条第1項第3号の規定は、前号の「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」について準用する。

5 規程第306条第5項ただし書に規定する施行規則で定める書類は、第2項第1号b、第2号b、第4号b又は第5号bにおいて準用する第204条第1項第6号に掲げる書類及び第2項第3号c又は第6号cにおいて準用する第237条第1項第3号に掲げる書類とする。

6 規程第306条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、第2項第1号b、第2号b、第4号b又は第5号bの規定により添付する書類のうち第209条各号に掲げる書類に準じる書類をいい、当該各号に定める書面を添付するものとする。

(市場区分変更の形式要件の取扱い)

第309条 第213条第5項の規定は、規程第308条の規定において準用する規程第205条第4号及び規程第211条第4号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、第213条第5項中「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書とあるのは「四半期報告書」と、「「新規上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 第213条第6項の規定は、規程第308条の規定におい

(3) 第204条第1項第4号c及び第207条第1項第3号の規定は、前号の「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」について準用する。この場合において、第204条第1項第4号c中「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。」とあるのは「最近」の計算は、市場区分の変更申請日の直前事業年度の末日（市場区分の変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。）を起算日としてさかのぼる。」と読み替える。

5 規程第306条第4項ただし書に規定する施行規則で定める書類は、第2項第1号b、第2号b、第4号b又は第5号bにおいて準用する第204条第1項第6号に掲げる書類及び第2項第3号c又は第6号cにおいて準用する第237条第1項第3号に掲げる書類とする。

6 規程第306条第5項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、第2項第1号b、第2号b、第4号b又は第5号bの規定により添付する書類のうち第209条各号に掲げる書類に準じる書類をいい、当該各号に定める書面を添付するものとする。

(市場区分変更の形式要件の取扱い)

第309条 第213条第5項の規定は、規程第308条の規定において準用する規程第205条第4号及び規程第211条第4号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合とあるのは、「市場区分変更申請日の属する事業年度の初日（市場区分変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）以後に市場区分の変更申請者が四半期報告書を作成した場合」と、「「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書とあるのは「四半期報告書」と、「「新規上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 第213条第6項の規定は、規程第308条の規定におい

て準用する規程第205条第5号及び規程第211条第5号aに規定する利益の額について準用する。

- 3 第213条第7項の規定は、規程第308条の規定において準用する規程第205条第6号（規程第211条第6号の規定による場合を含む。）に規定する虚偽記載又は不適正意見等について準用する。

（市場区分の変更申請を行う上場会社が市場区分変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い）

第314条 （略）

- 2 規程第312条第4項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1)・(2) （略）

3・4 （略）

（上場内国会社の上場維持基準の取扱い）

第501条 （略）

2～6 （略）

- 7 規程第501条第3項に規定する施行規則で定める期間とは、次の各号に掲げる基準の区分に従い、当該各号に定める期間（以下この条において「改善期間」という。）をいう。ただし、市況全般が急激に悪化した場合であって、当該期間によることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める期間とする。

(1)～(3) （略）

て準用する規程第205条第5号及び規程第211条第5号aに規定する利益の額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「市場区分変更申請日の属する事業年度の初日（市場区分変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」と、「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場区分変更申請日の直前事業年度の末日（市場区分変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初事業年度の末日）」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 第213条第7項の規定は、規程第308条の規定において準用する規程第205条第6号（規程第211条第6号の規定による場合を含む。）に規定する虚偽記載又は不適正意見等について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場区分変更申請日の直前事業年度の末日（市場区分変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初事業年度の末日）」と読み替えるものとする。

（市場区分の変更申請を行う上場会社が市場区分変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い）

第314条 （略）

- 2 規程第312条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1)・(2) （略）

3・4 （略）

（上場内国会社の上場維持基準の取扱い）

第501条 （略）

2～6 （略）

- 7 規程第501条第3項に規定する施行規則で定める期間とは、次の各号に掲げる基準の区分に従い、当該各号に定める期間（以下この条において「改善期間」という。）をいう。ただし、市況全般が急激に悪化した場合であって、当該期間によることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める期間とする。

(1)～(3) （略）

(4) 規程第501条第1項第1号e、第2号e又は第3号e

審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間。ただし、次のa、b又はdに定める場合は当取引所が適当と認める期間、次のcに定める場合は審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日において上場後4年を経過していない場合においては上場後4年経過後最初に到来する事業年度の末日）までの期間とする。

a 審査対象事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。）の平均に、当該事業年度の末日における上場株券の数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合による影響を考慮して上場株券の数を算定するものとする。）を乗じて得た額に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額の平均（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。以下この条において同じ。）が1,000億円以上である場合

b 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定

(4) 規程第501条第1項第1号e、第2号e又は第3号e

審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間。ただし、次のa及びbに定める場合は当取引所が適当と認める期間、次のcに定める場合は審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間（当該1年を経過する日において上場後4年を経過していない場合においては上場後4年経過後最初に到来する事業年度の末日までの期間）とする。

a 審査対象事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。）の平均に、当該事業年度の末日における上場株券の数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合による影響を考慮して上場株券の数を算定するものとする。）を乗じて得た額に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額の平均（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。）が1,000億円以上である場合

b 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又

する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、前項に定める純資産の額が正の状態となることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)

c (略)

d 審査対象事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額が100億円以上であって、かつ、前項に定める純資産の額が正でない状態となった理由が中長期的な企業価値向上に向けた投資活動に起因して生じた損失によると当取引所が認めた場合(ネクスト市場の上場会社である場合に限る。)

(5) (略)

8 改善期間内において、次の各号に掲げる基準の区分に従い、当該各号に定める場合に該当するときは、当取引所は改善期間を当該各号に定める期間に変更するものとする。

(1) 規程第501条第1項第1号**b**の(b)若しくは(c)又は第2号**b**の(b)若しくは(c)

a・b (略)

(2) 規程第501条第1項第1号**e**、第2号**e**又は第3号**e**

a 前項第4号**a**、**b**又は**d**に該当する状態となった場合

当取引所が適当と認める期間

b 前項第4号**a**、**b**又は**d**に該当していた場合において、当該**a**、**b**又は**d**に該当しない状態となったとき

当該事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)

までの期間

9 第7項第4号**b**に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度(前項の規定の適用を受ける場合には、前項に定める場合に該当することとなった事業年度)の末日から起算して3か月以内に、再建計画(第7項第4号**b**に定める、第5項に定める純資産の額が正の状態となるた

は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、前項に定める純資産の額が正の状態となることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)

c (略)

(新設)

(5) (略)

8 改善期間内において、次の各号に掲げる基準の区分に従い、当該各号に定める場合に該当するときは、当取引所は改善期間を当該各号に定める期間に変更するものとする。

(1) 規程第501条第1項第1号(b)若しくは(c)又は第2号**b**の(b)若しくは(c)

a・b (略)

(2) 規程第501条第1項第1号**e**、第2号**e**又は第3号**e**

a 前項第4号**ただし書のa**又は**b**に該当する状態となった場合

当取引所が適当と認める期間

b 前項第4号**ただし書のa**又は**b**に該当していた場合において、当該**a**又は**b**に該当しない状態となったとき

当該事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)

までの期間

9 第7項第4号**b**に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度(前項の規定の適用を受ける場合には、前項に定める場合に該当することとなった事業年度)の末日から起算して3か月以内に、再建計画(第7項第4号**b**に定める、第5項に定める純資産の額が正の状態となるた

めの計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画及び次の各号に定める書類に基づき行う。

(1) 次の a から c までの場合の区分に従い、当該 a から c までに規定する書面

a (略)

b 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

c (略)

(2) (略)

(上場外国会社の上場維持基準の取扱い)

第502条 (略)

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、規程第502条第2項第3号aに規定する流通の状況が良好であると認めるものとする。

(1)・(2) (略)

5・6 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2 (略)

3 規程第601条第3号に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第601条第3号に規定するこれに準ずる状態になった場合とは、次のa及びbに掲げる場合その他上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当取引所が認めた場合をいうものとし、当該a及びbに掲げる場合には当該a及びbに定める日に同号前段に該当するものとして取り扱う。

めの計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画及び次の各号に定める書類に基づき行う。

(1) 次の a から c までの場合の区分に従い、当該 a から c までに規定する書面

a (略)

b 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

c (略)

(2) (略)

(上場外国会社の上場維持基準の取扱い)

第502条 (略)

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、規程第502条第2項第3号aに規定する流通の状況が良好であるかと認めるものとする。

(1)・(2) (略)

5・6 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2 (略)

3 規程第601条第3号に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第601条第3号に規定するこれに準ずる状態になった場合とは、次のa及びbに掲げる場合その他上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当取引所が認めた場合をいうものとし、当該a及びbに掲げる場合には当該a及びbに定める日に同号前段に該当するものとして取り扱う。

a 上場会社が純資産の額が正でない状態又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
当該上場会社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b (略)

(3) (略)

4～8 (略)

9 規程第601条第10号bに規定する宣誓書において宣誓した事項について違反を行った場合の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第10号bに規定する新規上場に係る基準、新株券等の上場に係る基準又は市場区分の変更に係る基準とは、次のaからcまでに掲げる宣誓書の区分に従い、当該aからcまでに掲げる基準をいう。

a 規程第204条第1項又は規程第306条第4項（メイン市場への市場区分の変更申請の場合に限る。）の規定により提出した宣誓書

規程第205条、規程第206条及び規程第207条第1項

b 規程第210条第1項又は規程第306条第4項（プレミアム市場への市場区分の変更申請の場合に限る。）の規定により提出した宣誓書

規程第211条、規程第212条及び規程第213条第1項

c 規程第216条第1項又は規程第306条第4項（ネクスト市場への市場区分の変更申請の場合に限る。）の規定により提出した宣誓書

規程第217条、規程第218条及び規程第219条第1項

(2) 規程第601条第10号bに規定する施行規則で定める基準とは、次のaからcまでに掲げる区分に従い、当該区分に掲げる基準に準じた基準をいう。

a (略)

b プレミア市場の上場株券

規程第211条、規程第212条及び規程第213条第1項

c (略)

(3) (略)

a 上場会社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当該上場会社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b (略)

(3) (略)

4～8 (略)

9 規程第601条第10号bに規定する宣誓書において宣誓した事項について違反を行った場合の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第10号bに規定する新規上場に係る基準、新株券等の上場に係る基準又は市場区分の変更に係る基準とは、次のaからcまでに掲げる宣誓書の区分に従い、当該aからcまでに掲げる基準をいう。

a 規程第204条第1項又は規程第306条第3項（メイン市場への市場区分の変更申請の場合に限る。）の規定により提出した宣誓書

規程第205条、規程第206条及び規程第207条第1項

b 規程第210条第1項又は規定第306条第3項（プレミアム市場への市場区分の変更申請の場合に限る。）の規定により提出した宣誓書

規程第211条、規程第212条及び規程第213条第1項

c 規程第216条第1項又は規定第306条第3項（ネクスト市場への市場区分の変更申請の場合に限る。）の規定により提出した宣誓書

規程第217条、規程第218条及び規程第219条第1項

(2) 規程第601条第10号bに規定する施行規則で定める基準とは、次のaからcまでに掲げる区分に従い、当該区分に掲げる基準に準じた基準をいう。

a (略)

b プレミア市場の上場株券

規程第211条、規程第212条、規程第213条第1項

c (略)

(3) (略)

10～16 (略)

(上場外国会社の上場廃止基準の取扱い)

第602条 (略)

(削る)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第604条 当取引所は、上場株券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券を規程第607条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第2号、第7号から第9号まで、第11号、第13号から第16号まで、第25号又は第26号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(15) (略)

(16) 猶予期間の最終日までに、同項第2号に定める基準に適合することが確認できない場合であって、当該最終日までに規程第306条に定める市場区分の変更申請を行い、規程第308条に定める基準に適合するかどうかの審査を行っているとき

10～16 (略)

(上場外国会社の上場廃止基準の取扱い)

第602条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当した場合（ネクスト市場の上場外国会社の場合は第2号に該当した場合に限る。）は、規程第602条第2項第2号に規定する流通の状況が著しく悪化したと認めるものとする。

(1) 上場株券の数が1,000単位未満となる場合

(2) 次のaからcまでに掲げる事項を勘案して、外国金融商品取引所等において上場外国株券（上場外国株券について当該上場外国株券に係る権利を表示する外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株預託証券等を含む。）についての流通の状況が著しく悪化したと認める場合（当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でない認められるときを除く。）

a 上場外国株券の外国金融商品取引所等における売買単位以上の外国株券を所有する者の数及び当該者により所有される外国株券の数

b 上場外国株券の外国金融商品取引所等における売買成立の状況

c 上場外国株券の外国における公募又は売出しの内容

(監理銘柄の指定の取扱い)

第604条 当取引所は、上場株券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券を規程第607条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第2号、第7号から第9号まで、第11号、第13号から第16号まで、第25号又は第26号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(15) (略)

(16) 第601条第9項第3号に定める猶予期間の最終日までに、同項第2号に定める基準に適合することが確認できない場合であって、当該最終日までに規程第306条に定める市場区分の変更申請を行い、規程第308条に定める基準に適合するかどうかの審査を行っ

(17)～(28) (略)

2～4 (略)

(上場審査料等)

第702条 株券の新規上場申請者は、上場審査料として10万円を、新規上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、規程第202条の規定に基づき予備申請を行った株券について、予備申請日から起算して1年以内に新規上場申請を行う場合には、上場審査料を支払うことを要しない。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場審査料は前項に定める金額の半額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 新規上場申請者が当該新規上場申請より前に新規上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の新規上場申請日又は予備申請日から起算して3年以内に新規上場申請を行う場合

3・4 (略)

(市場区分の変更審査料等)

第704条 市場区分の変更申請者（メイン市場への市場区分の変更申請者、プレミアム市場への市場区分の変更申請者及びネクスト市場への市場区分の変更申請者をいう。以下この条において同じ。）は、市場区分の変更審査料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、市場区分の変更申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、規程第307条の規定に基づき市場区分の変更予備申請を行った上場株券について、市場区分の変更予備申請日から起算して1年以内に市場区分の変更申請を行う場合には、市場区分の変更審査料を支払うことを要しない。

ているとき

(17)～(28) (略)

2～4 (略)

(上場審査料等)

第702条 株券の新規上場申請者は、上場審査料として10万円を、新規上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、規程第202条の規定に基づき予備申請を行った株券について、新規上場予備申請書に記載した新規上場申請を行おうとする日の属する事業年度に新規上場申請を行う場合には、上場審査料を支払うことを要しない。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場審査料は前項に定める金額の半額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 新規上場申請者が当該新規上場申請より前に新規上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の新規上場申請日（予備申請を行った場合にあっては、新規上場予備申請書に記載した新規上場申請を行おうとする日）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に新規上場申請を行う場合

3・4 (略)

(市場区分の変更審査料等)

第704条 市場区分の変更申請者（メイン市場への市場区分の変更申請者、プレミアム市場への市場区分の変更申請者及びネクスト市場への市場区分の変更申請者をいう。以下この条において同じ。）は、市場区分の変更審査料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、市場区分の変更申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、規程第307条の規定に基づき市場区分の変更予備申請を行った上場株券について、市場区分の変更予備申請書に記載した市場区分の変更申請を行おうとする日の属する事業年度（市場区分の変更申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度）に市場区分の変更申請を行う場合には、市場区分の変更審査料を支払うことを要しない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(上場内国会社による他の上場内国会社等の吸収合併等の場合における上場日の取扱い)

第710条 次の各号に掲げる内国株券の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。

(1) 上場内国会社が他の上場内国会社又は国内の他の金融商品取引所に内国株券が上場されている内国会社（上場内国会社を除く。）（以下「他の上場内国会社等」という。）を吸収合併することにより発行する内国株券

吸収合併がその効力を生ずる日

(2) (略)

(3) 上場内国会社が他の上場内国会社等を完全子会社とする株式交換を行うことにより発行する内国株券

株式交換がその効力を生ずる日

(4)～(8) (略)

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券の取扱い)

第712条 第230条第4項の規定は、規程第706条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者について準用する。

(削る)

(削る)

2 (略)

3 規程第706条第1項に定める被支援会社である上場会社が発行する株券についての、第501条第7項第4号bの規定の適用については、同bを次のとおりとする。

b 次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる事項を行うことにより、純資産の額が正の状態となることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(上場内国会社による他の上場内国会社等の吸収合併等の場合における上場日の取扱い)

第710条 次の各号に掲げる内国株券等の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。

(1) 上場内国会社が他の上場内国会社又は国内の他の金融商品取引所に内国株券等が上場されている内国会社（上場内国会社を除く。）（以下「他の上場内国会社等」という。）を吸収合併することにより発行する内国株券

吸収合併がその効力を生ずる日

(2) (略)

(3) 上場内国会社が他の上場内国会社等を完全子会社とする株式交換を行うことにより発行する内国株券

等
株式交換がその効力を生ずる日

(4)～(8) (略)

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券の取扱い)

第712条 規程第706条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 第204条第1項第4号dの規定は適用しない。

(2) 第230条第4項の規定を準用する。

2 (略)

3 規程第706条第1項に定める被支援会社である上場会社が発行する株券についての、第501条第7項の規定の適用については、同項第4号を次のとおりとする。

(4) 規程第501条第1項第1号e、第2号e又は第3号e

審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間。ただし、次のa及びbに定める場合は当取引所が適当と認める期間、次のcに定める場合は上

の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

(d) 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

場後3年経過後最初に到来する事業年度の末日までの期間とする。

a 審査対象事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。))がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。))の平均に、当該事業年度の末日における上場株券の数(上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。))又は株式併合を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合による影響を考慮して上場株券の数を算定するものとする。))を乗じて得た額(複数の種類の株券を上場している場合は、当該株券の種類ごとに算定した額を合算する。))に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式(国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。))に係る時価総額の平均(当取引所が定めるところにより算定する。))を加えた額をいう。以下この条において同じ。))が1,000億円以上である場合

b 次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる事項を行うことにより、純資産の額が正の状態となることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。))

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。))

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

(d) 地域経済活性化支援機構による再生支援決定

4 規程第706条第1項に定める被支援会社である上場会社が発行する株券についての、第501条第9項の規定の適用については、同項を次のとおりとする。

9 第7項第4号bに規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度（前項の規定の適用を受ける場合には、前項に定める場合に該当することとなった事業年度）の末日から起算して3か月以内に、再建計画（第7項第4号bに定める、第5項に定める純資産の額が正の状態となるための計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画及び次の各号に定める書類に基づき行う。

(1) 次のaからdまでの場合の区分に従い、当該aからdまでに規定する書面

a (略)

b 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

c・d (略)

(2) (略)

5 (略)

(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場審査料等の特例)

第717条 第702条第2項第3号及び第703条第2項の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該新規上場申請より前に新規上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の新規上場申請日又は予備申請日から起算して3年以内に新規上場申請又は予備申請を行う場合であって、当該新規上場申請又は予備申請より前の新規上場申請又は予備申請により新規上場に至らなかった理由

に基づく事業の再生

c 上場後3年間において前項に定める純資産の額が正でない状態となった場合（ネクスト市場の上場会社である場合に限る。）

4 規程第706条第1項に定める被支援会社である上場会社が発行する株券についての、第501条第9項の規定の適用については、同項を次のとおりとする。

9 第7項第4号bに規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度（前項の規定の適用を受ける場合には、前項に定める場合に該当することとなった事業年度）の末日から起算して3か月以内に、再建計画（第7項第4号bに定める、第5項に定める純資産の額が正の状態となるための計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画及び次の各号に定める書類に基づき行う。

(1) 次のaからcまでの場合の区分に従い、当該aからcまでに規定する書面

a (略)

b 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

c・d (略)

(2) (略)

5 (略)

(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場審査料等の特例)

第717条 第702条第2項第3号及び第703条第2項の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該新規上場申請より前に新規上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の新規上場申請日（予備申請を行った場合にあっては、新規上場予備申請書に記載した新規上場申請を行うおとす日）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に新規上場申請又は予備申請を行う場合で

が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。

(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた市場区分の変更審査料等の特例)

第718条 第704条及び第705条第2項の規定にかかわらず、市場区分の変更審査料又は変更予備審査料については、市場区分の変更申請を行う者が当該市場区分の変更申請より前に市場区分の変更申請又は変更予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の市場区分の変更申請日又は変更予備申請日から起算して3年以内に変更申請等を行う場合であって、当該変更申請等より前の変更申請又は変更予備申請により市場区分の変更に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。

(大規模な公募及び売出しを伴う新規上場に係る形式要件の特例の取扱い)

第721条 規程第713条に規定する公募又は売出しの総額は、新規上場申請に係る公募又は売出しの価格に当該公募又は売出しの見込み数量を乗じて得た額をいう。

2 (略)
(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。
- 2 改正後の第204条第1項第11号及び第21号、同条第2項第7号及び第11号、第209条、第213条（第4項から第6項までの規定については、組織再編行為等を行った場合の取扱いに係る部分に限る。）並びに第263条の2の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」

あって、当該新規上場申請又は予備申請より前の新規上場申請又は予備申請により新規上場に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。

(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた市場区分の変更審査料等の特例)

第718条 第704条及び第705条第2項の規定にかかわらず、市場区分の変更審査料又は変更予備審査料については、市場区分の変更申請を行う者が当該市場区分の変更申請より前に市場区分の変更申請又は変更予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の市場区分の変更申請日（予備申請を行った場合にあつては、市場区分の変更予備申請書に記載した市場区分の変更申請を行うおとする日）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に変更申請等を行う場合であって、当該変更申請等より前の変更申請又は変更予備申請により市場区分の変更に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。

(大規模な公募及び売出しを伴う新規上場に係る形式要件の特例の取扱い)

第721条 規程第713条に規定する公募又は売出しの総額は、新規上場申請に係る公募又は売出しの見込み価格に当該公募又は売出しの見込み数量を乗じて得た額をいう。

2 (略)

3 新規上場申請者は、上場後において、第2項に掲げる基準に適合するまでの間、事業年度の末日から起算して3か月以内に、第2項の規定により提出した計画書の進捗状況について開示しなければならない。

という。)以後に新規上場申請(予備申請を含む。)、株券の上場申請又は市場区分の変更申請(市場区分の変更予備申請を含む。)を行う者から適用する。

- 3 改正後の第501条第7項第4号d及び第8項の規定は、施行日以後に終了する事業年度の末日において規程第501条第1項第3号eに定める基準に適合していない者(当該基準に係る改善期間にある者を含む。)から適用する。

別添1 削除

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

第204条第3項に規定する「重要な影響」については、Iに定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度(IIに掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。)を算出して、決定するものとする。

I 合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡(以下この別添1において「合併等」という。)に係る影響度が、いずれかの項目で50%以上である場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

II 合併等に係る影響度は、合併等の行われた日の属する連結会計年度の直前連結会計年度に係る合併当事会社又は新規上場申請者等の連結財務諸表(合併当事会社又は新規上場申請者等が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合又は連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、財務諸表とし、外国会社である場合は、財務書類とする。)における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目のそれぞれについて、次の各算式により計算するものとする。

1 合併に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

$$\frac{\text{合併主体会社以外の合併当事会社(新規上場申請者の子会社が合併する場合には、当該子会社以外の合併)}}{\text{総資産額}} \times 100 (\%)$$

当事会社)の総資産額
合併主体会社(新規上場申請者の子
会社が合併する場合には、新規上場
申請者)の総資産額

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純
資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替
えて計算する。

2 分割に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

分割の対象となった部門等における
総資産額に相当すると認められる額 × 100
分割前の新規上場申請者の総資産額 (%)

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純
資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替
えて計算する。

3 事業の譲受け又は譲渡に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

事業の譲受け又は譲渡の対象となっ
た部門等における総資産額に相当す
ると認められる額 × 100
事業の譲受け又は譲渡前の新規上場 (%)
申請者の総資産額

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純
資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替
えて計算する。

4 子会社化又は非子会社化に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

子会社となった会社又は子会社でな
くなった会社の総資産額 × 100
子会社化又は非子会社化前の新規上 (%)
場申請者の総資産額

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純
資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替
えて計算する。

5 同一事業年度中に合併、事業を承継する分割、事

業の譲受け又は子会社化と事業を承継させる分割、
事業の譲渡又は非子会社化が行われた場合の合併、
事業を承継する分割、事業の譲受け又は子会社化に
係る影響度

(1) 総資産額の影響度

合併主体会社以外の合併当事会社
(新規上場申請者の子会社が合併する
場合には、当該子会社以外の合併
当事会社)の総資産額、分割により
承継する部門等における総資産額に
相当すると認められる額、事業の譲
受けの対象となった部門等における
総資産額に相当すると認められる額
又は子会社となった会社の総資産額
合併主体会社 分割により承 × 100
(新規上場申 継させる部門 (%)
請者の子会社 等における総
が合併する場 資産額に相当
合には、新規 すると認めら
上場申請者) れる額、事業
又は新規上場 の譲渡の対象
申請者の総資 となった部門
産額 等における総
二 資産額に相当
する額又は子
会社でなく
なった会社の
総資産額

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純
資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替
えて計算する。

(注) 事業を承継させる分割、事業の譲渡又は非
子会社化に係る影響度は、3. 又は前4. の
算式により計算する。

6 同一事業年度中に合併、事業を承継する分割、事
業の譲受け又は子会社化が複数行われた場合の影響
度及び事業を承継させる分割、事業の譲渡又は非子
会社化が複数行われた場合の影響度は、合併等の対
象会社の総資産額、純資産の額、売上高又は利益の
額について、各項目ごとにそれぞれ合算した額を
もって計算するものとする。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>2 第3条（上場審査基準）関係</p> <p>(1) 第1号bに規定する「新規上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込み」については、<u>基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）</u>の末日後2か年間の予想利益及び<u>基準事業年度</u>の末日における分配可能額について審査するものとする。</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。</p> | <p>2 第3条（上場審査基準）関係</p> <p>(1) 第1号bに規定する「新規上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込み」については、<u>新規上場申請日の直前事業年度の末日</u>後2か年間の予想利益及び<u>新規上場申請日の直前事業年度の末日</u>における分配可能額について審査するものとする。</p> <p>(2)～(4) （略）</p> |

ETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(上場審査基準の取扱い)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ETF特例第7条第1項第2号jの(b)(同条第2項第1号による場合を含む。)に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 監査報告書(最近1年間(「最近」の計算は、<u>基準特定期間(有価証券報告書等にファンドの経理状況として財務諸表等が記載される最近の特定期間をいう。)</u>の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)に終了する<u>特定期間</u>の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であつて、当該記載の理由が天災地変等、新規上場申請者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(上場廃止基準の取扱い)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 ETF特例第14条第1項第3号e(同条第2項第3号a又は同条第3項第5号aによる場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 <u>ETF特例第14条第1項第3号eの規定について、相関係数が0.9未満となるかどうかの審査は、12月末日を基準日として毎年行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>第1号</u>に規定する上場ETF一口あたりの純資産額の前月比は、<u>最近60か月(「最近」の計算は直前の基準日(前号に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。)</u>を起算日としてさかのぼり、<u>計算期間が60か月に満たない場合</u>にあつては当該<u>計算期間</u>の各月において次の算式により算出するものとする。</p> <p>算式</p> | <p>(上場審査基準の取扱い)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ETF特例第7条第1項第2号jの(b)(同条第2項第1号による場合を含む。)に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 監査報告書(最近1年間(「最近」の計算は、<u>新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間</u>の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)に終了する<u>計算期間又は営業期間</u>の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であつて、当該記載の理由が天災地変等、新規上場申請者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(上場廃止基準の取扱い)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 ETF特例第14条第1項第3号e(同条第2項第3号a又は同条第3項第5号aによる場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>前号</u>に規定する上場ETF一口あたりの純資産額の前月比は、<u>上場日の属する月の翌月から審査を行う月</u>までの各月において次の算式により算出するものとする。</p> <p>算式</p> |

$$(D \div E) - 1$$

算式の符号

D 当月末日における上場ETF一口あたりの純資産額

E 前月末日における上場ETF一口あたりの純資産額

(3) 前号に規定する当月末日における上場ETF一口あたりの純資産額及び前月末日における上場ETF一口あたりの純資産額については、第1号に規定する相関係数が0.9未満となるおそれがある場合には、収益分配金又は分配金を勘案するものとする。

(4) (略)

(5) 第1号に規定する特定の指標の前月比は、最近60か月（「最近」の計算は直前の基準日を起算日としてさかのぼり、計算期間が60か月に満たない場合にあっては当該計算期間）の各月において次の算式により算出するものとする。

算式

$$(F \div G) - 1$$

算式の符号

F 当月末日（第2号に規定する当月末日における上場ETF一口あたりの純資産額の算出にあたり、当月末日より前の日の相場により投資信託財産、信託財産又は資産の評価を行っている場合においては、当該日）における当該特定の指標の終値

G 前月末日（第2号に規定する前月末日における上場ETF一口あたりの純資産額の算出にあたり、前月末日より前の日の相場により投資信託財産、信託財産又は資産の評価を行っている場合においては、当該日）における当該特定の指標の終値

(6) ETF特例第14条第1項第3号eに規定する1年以内に0.9以上とならないときは、相関係数が0.9未満となった審査における基準日の翌日から起算して1年を経過する日を基準日として行う審査において相関係数が0.9以上とならないときをいう。

(7) 前号の相関係数が0.9未満となった審査における基準日の翌日から起算して1年を経過する日を基準日として行う審査における第2号及び第5号の適用に

$$(D \div E) - 1$$

算式の符号

D 当月末日における上場ETF一口あたりの純資産額

E 前月末日における上場ETF一口あたりの純資産額

(3) 前号に規定する当月末日における上場ETF一口あたりの純資産額及び前月末日における上場ETF一口あたりの純資産額については、当該末日における収益分配金又は分配金を勘案するものとする。

(4) (略)

(5) 第1号に規定する特定の指標の前月比は、上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月について次の算式によるものとする。

算式

$$(F \div G) - 1$$

算式の符号

F 当月末日（第2号に規定する当月末日における上場ETF一口あたりの純資産額の算出にあたり、当月末日より前の日の相場により投資信託財産、信託財産又は資産の評価を行っている場合においては、当該日）における当該特定の指標の終値

G 前月末日（第2号に規定する前月末日における上場ETF一口あたりの純資産額の算出にあたり、前月末日より前の日の相場により投資信託財産、信託財産又は資産の評価を行っている場合においては、当該日）における当該特定の指標の終値

(6) ETF特例第14条第1項第3号eに規定する1年以内に0.9以上とならないときは、相関係数が0.9未満となった審査日の翌日から起算して1年を経過した日の属する月までの期間において相関係数が0.9以上とならないときをいう。

(新設)

については、第2号及び第5号中「最近60か月（「最近」の計算は直前の基準日を起算日としてさかのぼり、計算期間が60か月に満たない場合にあっては当該計算期間）」とあるのは、「相関係数が0.9未満となった審査における基準日の翌日から起算して1年を経過する日の属する月まで」とする。

(8) 第6号の相関係数が0.9未満となった審査における基準日の翌日から起算して1年を経過する日を基準日として行う審査において相関係数が0.9以上となった場合で、当該審査後に実施する審査における第2号及び第5号の適用については、第2号及び第5号中「最近60か月（「最近」の計算は、直前の基準日を起算日としてさかのぼり、計算期間が60か月に満たない場合にあっては当該計算期間）」とあるのは、「相関係数が0.9未満となった審査における基準日の翌日の属する月から直前の基準日までのうち最近60か月（「最近」の計算は、直前の基準日を起算日としてさかのぼり、計算期間が60か月に満たない場合にあっては当該計算期間）」とする。

(9) 第2号及び第5号（前2号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する計算期間は、上場ETFに係る特定の指標が新たな指標へ変更された月及び天災地変等、上場ETFに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由により資産の運用が困難となったと当取引所が認めた月を除き、さかのぼるものとする。

(10) (略)

(削る)

10～13 (略)

付 則

この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。

(新設)

(新設)

(7) (略)

(8) ETF特例第14条第1項第3号eの規定について、相関係数が0.9未満となるかどうかの審査は、当分の間、12月末日に行うものとし、1年以内に0.9以上となるかどうかの審査は、毎月末日に行うものとする。

10～13 (略)